

スポーツを行う者を暴力等から守るための
第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告

スポーツを行う者を暴力等から守るための
第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議
平成 25 年 12 月 19 日

～目次～

1. 座長メッセージ	1
2. 添付報告	
(1) 第三者相談・調査制度の枠組みについて	4
(2) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規則（案）	6
(3) スポーツ指導における暴力等に関する処分基準ガイドライン（試案）	12
(4) スポーツ団体処分手続モデル規程（試案）	28
3. 参考資料	
○スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する 実践調査研究協力者会議の設置について	76
○スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する 実践調査研究協力者会議（会議の経過）	78
○ 第三者相談・調査制度の業務フローチャート	79

1. 座長メッセージ

スポーツは、私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは、本来、自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆（きずな）を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや共同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成するものである。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、このようなスポーツの価値を著しく冒涇（ぼうとく）し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせをはじめするハラスメントなど、これらの暴力行為等については、人間の尊厳を否定し、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。このような暴力行為等は、あらゆる現場から、早急に根絶されねばならない。

このため、今年2月5日の下村文部科学大臣のメッセージに基づき、スポーツ界及びスポーツ関係機関等は、暴力行為等の現状の把握、スポーツ指導者の指導・養成方法の改善、各スポーツ団体における相談・調査窓口の整備及び第三者による相談・調査制度の創設などの取組を進めてきた。

こうした対応のうち、今般、公正・中立な第三者による相談・調査制度を整備するため、日本スポーツ振興センター法が改正され、「スポーツを行う者の権利利益の保護に必要な業務」がその業務の一つとして規定されるに至った。

ここに、当該法律の趣旨を踏まえ、スポーツ指導における暴力行為等について、第三者による相談・調査を行うための制度を構築し、スポーツのあらゆる現場から暴力行為等を根絶するため、文部科学省に、スポーツ各界の有識者からなる「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践研究協力者会議」が設置された。

本協力者会議では、これまで4回の議論を行い、第三者相談・調査制度の具体的な制度設計及び当該業務規則を別添のとおりまとめた。また、スポーツ団体間で、同一事案の処分に軽重が生じることを防ぐため、過去の処分事例等を参考に、スポーツ団体の処分基準等のガイドライン及び処分手続を試案として示した。これらについては、今後、各団体からの意見を踏まえ、更に実態に即したものと改訂していきたい。これらの報告を受け、日本スポーツ振興センターにおいては早急に体制整備を図り、各団体においても、団体内の整備を図るよう望むところである。

当該制度を通じて、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復し、国民の愛するスポーツを守り、世界共通の人類の文化であるスポーツを、あまねく人々に共有される文化として発展させていくことを期待したい。

スポーツを行う者を暴力等から守るための
第三者相談・調査制度の構築に関する実践研究協力者会議
座長 友添 秀則

2. 添付報告

(1) 第三者相談・調査制度の枠組みについて

第三者相談・調査制度の枠組みに係る本協力者会議での検討結果は、次のとおりである。

(委員会について)

- スポーツ指導における暴力行為等に関する相談や調査業務においては、法的争訟ともなりうる事案を扱うことになることから、個人ではなく、合議体として判断を行うことが適当である。このため、第三者相談・調査委員会を設置し、相談・調査業務を行う。
- 委員については、弁護士・臨床心理士・アスリートOB等、公正・中立な有識者から任命する。また、委員会については、公正性・中立性を担保し、他者から干渉されることのないよう、独立した職権を有するものとする。(この他、相談・調査業務を専門に行う特別委員を置くことも可能とする。)

(相談・調査業務について)

- 委員又は特別委員として任命された弁護士・臨床心理士・アスリートOB等は、相談者からの相談を受け、その結果を委員会に報告する。委員会は、その結果を踏まえ、相談者に対し、助言や他機関への仲介・紹介等を行い、又は、競技者の競技の継続に重大な影響を与えると判断する場合には、自ら調査を行う。
- 委員会は、調査が必要だと判断する場合には、複数名の専門家からなる調査パネルを設置し、調査を行う。そして、委員会は、調査結果を踏まえ、必要に応じて、助言や勧告、他機関・団体等への仲介・紹介等必要な措置を行う。

(利用対象について)

- 本制度については、これまでにない、新しい仕組みであることから、まずは、そのノウハウを蓄積する必要がある。このため、制度開始当初の利用対象者については、トップアスリート(※)及びその関係者とする。本制度については、引き続き協力者会議で検証作業を行い、今後、利用対象者の拡大についても検討する。

※JOC強化指定選手、オリンピック・パラリンピック代表選手(指定終了後1年以内の者を含む。)

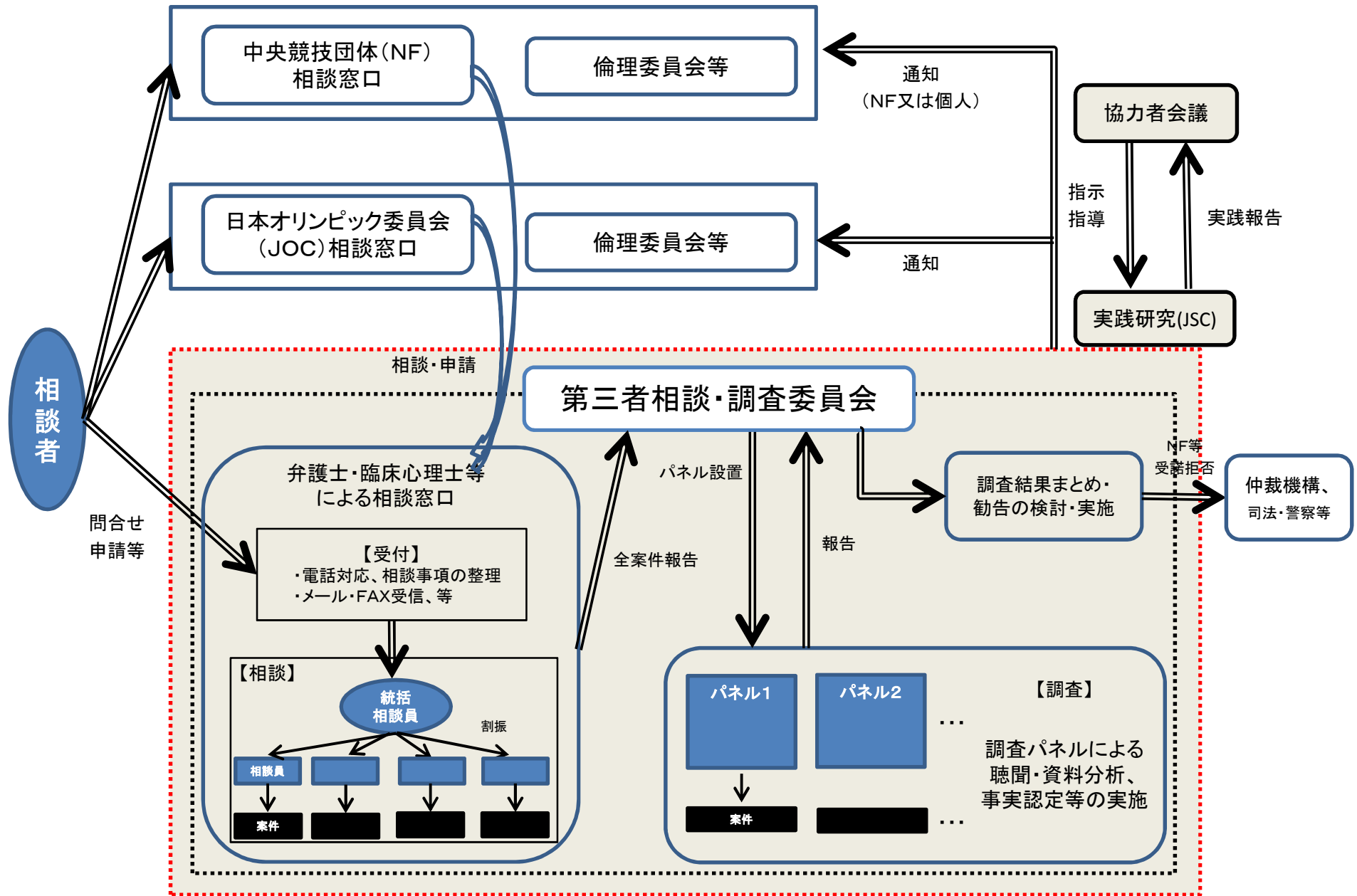
(取り扱う事案について)

- 1年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等(※)とする。
 - ※ ①身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
 - ②①に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動
 - ③その他競技者の能力・適正にふさわしくないスポーツ指導

(実施主体について)

- 第三者性を有するスポーツ団体以外の機関であり、人的・財的体制を有していること、また、スポーツ界に広く知られていること等から、本制度については、日本スポーツ振興センターで実施する。

(1) 第三者相談・調査制度の枠組みについて



(2) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規則(案)

(平成 25 年〇月〇日平成 25 年度規則第〇号)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会 (第 3 条-第 1 0 条)

第 3 章 相談 (第 1 1 条・第 1 2 条)

第 4 章 調査 (第 1 3 条-第 1 9 条)

第 5 章 その他 (第 2 0 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 1 4 年法律第 1 6 2 号)第 1 5 条第 1 項第 6 号、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第〇条に基づき、日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)で行うスポーツ指導における暴力行為等に関する相談及び調査業務等について必要な事項を定め、もってスポーツ界における暴力行為等の根絶を図り、スポーツを行う者の権利利益の保護及びスポーツに関する活動の公正かつ適切な実施の確保を目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「競技者」とは、オリンピック競技大会代表選手並びにパラリンピック競技大会代表選手、公益財団法人日本オリンピック委員会が認定するオリンピック強化指定選手、及びこれらのいずれかに該当した者で、第 1 1 条の規定による相談を行った時点において、その地位・身分でなくなつてから 1 年を経過しない者をいう。

2 この規則において「関係者」とは、競技者の親族並びに知人、競技者が所属する団体及び公益財団法人日本オリンピック委員会並びに公益財団法人日本障害者スポーツ協会等、競技者と一定の関係を有する者又は団体等をいう。

3 この規則において「スポーツ指導における暴力行為等」とは、次号に掲げる事項のいずれかに該当する行為であつて、競技者のスポーツ指導に関連して行われるものをいう。

一 身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼす行為

二 前号に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

三 前各号に掲げるもののほか、競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

4 この規則において「書面」とは、紙を媒体とするものに限らず、電磁的記録等後の参照の用に供しうる情報を残す通信手段によるものも含むものとする。

第2章 スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会

(設置、権限等)

第3条 センターに、スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、スポーツ指導における暴力行為等に関する相談並びに調査の実施、スポーツ指導における暴力行為等の防止に関する調査研究並びに普及啓発、及びこれらに附随する事項その他この規則によりその権限に属せられた事項を処理する。

3 委員会は、独立してその職権を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とする。

(委員の任命等)

第5条 センターに、委員会の候補者を選定するため、委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 委員は、スポーツ若しくはスポーツ科学、心理学又は法律学等に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、選定委員会の意見を踏まえ、理事長が任命する。

3 前項に掲げる者のほか、必要と認められる場合には、委員を任命することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

5 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

6 理事長は、その任命に係る委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を踏まえ、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の服務等)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(特別委員)

第8条 委員会が行う相談又は調査業務に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員の任期は、2年とする。
- 3 特別委員は、委員長の承認を得て、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 第4条第2項、第5条第2項から第6項まで、第6条第2項及び前条の規定は、特別委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「特別委員」と、第5条第2項中「選定委員会」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(委員長)

第9条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員（以下「委員長代理者」という。）が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長又は委員長代理者が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長（委員長が欠席の場合は委員長代理者）の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、状況に照らし緊急な対応を要すると委員長が判断する場合には、委員長の提案に対し、委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなすことができる。

第3章 相談

(相談の受付)

第11条 競技者又は関係者は、委員会に対し、スポーツ指導における暴力行為等に関する相談を行うことができる。

(相談員)

第12条 委員会は、相談業務を統括管理させるため、委員のうちから、統括相談員を選任することができる。

- 2 委員会は、1人又は2人以上の相談員により、相談に応じるものとする。
- 3 相談員は、委員（委員長を除く。以下この条において同じ。）又は特別委員のうちから、委員長（第1項の規定に基づき、統括相談員が選任されている場合は統括相談員。第6項及び第7項において同じ。）が指名する。
- 4 相談員は、調査員を兼ねることを妨げない。
- 5 委員長又は統括相談員は、相談員を指名するに当たっては、当該相談内容及び委員又は特別委員の

有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、その構成について適正を確保するように配慮しなければならない。

- 6 委員長は、必要に応じ、相談員に対し、指示を行うことができる。
- 7 相談員は、相談状況及び相談結果を、委員長及び委員会に報告するものとする。

第4章 調査

(調査の開始)

第13条 相談員は、相談者（第11条の規定に基づき、委員会に対して相談を行う者をいう。以下同じ。）からの申立てに基づき、委員会に対し、調査の要請を行うことができる。この場合、相談者が行うことができる申立ては、第11条の規定による相談を行った時点から、1年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等に関するものに限る。

- 2 相談者は、前項の規定に基づく調査の申立てを行ったにもかかわらず、相談員が、正当な事由なく、委員会に対し、調査の要請を行わない場合には、委員会に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。
- 3 委員会は、前項の規定に基づく相談者からの求めがあったときは、正当な事由がある場合を除き、速やかに、予備調査又は新たな相談員の指名等必要な措置をとらなければならない。
- 4 委員会は、スポーツ指導における暴力行為等により、競技の継続に重大な影響を与えるおそれがある又はあったと思料される競技者（以下「被害者」という。）がいる場合、第1項の規定に基づく調査の要請に基づき、又は、自ら調査を行うことができる。この場合において、委員会は、事前に被害者の同意を得なければならない。
- 5 委員会又は相談員は、第1項の規定に基づく調査の要請があったにもかかわらず、調査を行わないことを決定した場合、調査の申立人に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨及び理由を通知しなければならない。
- 6 委員会は、調査を行うにあたり、委員会が必要と認める者又は団体等に対し、調査に協力するよう求めることができる。

(調査員)

第14条 委員会が行う調査は、1人又は2人以上の調査員によって実施する。

- 2 調査員は、委員（委員長を除く。以下この条において同じ。）又は特別委員のうちから、委員会が指名する。
- 3 調査員は、相談員を兼ねることを妨げない。
- 4 委員会は、調査員を指名するに当たっては、当該事案内容及び委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、その構成について適正を確保するように配慮しなければならない。
- 5 調査員は、中立かつ専門的な立場において当該事案の事実関係の調査を行い、その結果又は進捗状況を、委員会に報告するものとする。
- 6 委員会は、調査結果を、調査の申立人及び被害者に報告する。
- 7 委員会は、事前に被害者の同意を得て、委員会が必要と認める者に、調査結果を報告することがで

きる。

8 委員会は、必要に応じて、調査の進捗状況を、調査の申立人又は被害者に報告することができる。
(調査の中止及び打ち切り等)

第15条 委員会は、調査事案について、これと関連する訴訟が裁判所に係属しているとき、事案に係る者の所在不明その他調査を行うことについて著しい障害があるとき、その他諸般の事情により調査を続行することが相当でないとき認めるときは、中止の決定をすることができる。

2 委員会は、前項の決定をした調査事案について、中止の事由がなくなったときは、再起することができる。

3 委員会は、調査事案について、調査の申立人又は被害者から打ち切りの意思表示があった場合その他諸般の事情により調査を終結することを相当と認めるときは、打ち切りの決定をすることができる。

4 委員会は、調査事案について、第1項の規定により中止の決定をした後、その中止の事由が相当期間継続している場合において、再起して事件の調査を行っても事実関係の解明が困難であると認めるときは、打ち切りの決定をすることができる。

(勧告等)

第16条 委員会は、スポーツを行う者の権利利益の保護及びスポーツに関するあらゆる活動の公正かつ適切な実施等のために特に必要と認められる場合には、委員会が必要と認める者又は団体等に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 委員会は、前項の勧告を受けた者又は団体等が、正当な事由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構その他適当な者又は団体等に対し、必要な措置を求めることができる。

3 委員会は、委員会が必要と認める者又は団体等に対し、スポーツ指導における暴力行為等に関する必要な助言を行うことができる。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 何人も、委員会へ相談を行ったこと、若しくは相談員へ調査の申立てを行ったこと、若しくは委員会が行う調査へ協力したこと、又はこれらの行為を行った者と一定の関係を有すること、若しくは委員会が調査を行ったこと等を理由として、一切の不利益取扱いを行ってはならない。

2 委員会は、前項に規定する不利益取扱いが行われないようその防止に努めなければならない。

3 委員会は、第1項に規定する不利益取扱いを受けた者が存在すると認められる場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構その他適当な者又は団体等に、必要な措置を求めることができる。

(調査結果等の公表)

第18条 委員会は、スポーツを行う者の権利利益の保護及びスポーツに関するあらゆる活動の公正かつ適切な実施等のために特に必要と認められる場合には、被害者の同意を得て、調査結果又はその進捗状況、勧告の内容、及び不利益取扱いの内容を公表することができる。

(料金及び費用)

第19条 委員会は、相談及び調査に係る費用の一部又は全部を、競技者又は関係者に求めることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、費用及び料金について必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、役員会で別に定める。

第5章 その他

(雑則)

第20条 この規則の改正又は廃止は、委員会の意見を聴いた上で、役員会で行う。

- 2 前項の改正又は廃止がなされた場合は、理事長は、直ちに文部科学省スポーツ・青少年局長に報告しなければならない。
- 3 この規則に規定するもののほか、スポーツ指導における暴力行為等に関する相談及び調査業務の実施に必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年●月●日より施行する。
- 2 センターは、この規則の施行の日以降、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議（平成25年8月8日文部科学省スポーツ・青少年局長により設置された会議をいい、以下「協力者会議」という。）がその任務を満了したと認められるまでの間（以下「調査研究期間」という。）、協力者会議の監督の下、本規則に基づく第三者相談・調査業務を実施するものとする。
- 3 センター及び委員会は、調査研究期間において、協力者会議が、本規則又は委員会が定める規程等の改正を求める場合には、これに応じなければならない。
- 4 調査研究期間においては、第19条第2項及び第20条第1項の適用については、同項中「委員会の意見を聴いた上で」とあるのは、「協力者会議及び委員会の意見を聴いた上で」と、第20条第3項の規定の適用については、同項中「委員会が別に定める」とあるのは「協力者会議の意見を踏まえ、委員会が別に定める」とする。
- 5 第5条第2項及び第8条第4項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初の委員会の委員及び特別委員は、協力者会議の意見を踏まえ、理事長が任命する。
- 6 第6条第1項及び第8条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初の委員会の委員及び特別委員の任期は、協力者会議の意見を踏まえ、理事長が定める。
- 7 協力者会議は、この規則の施行後適当な時期において、この規則の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規則の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) スポーツ指導における暴力等に関する処分基準ガイドライン（試案）

第1 目的

本処分基準は、当協会の指導者又は競技者等が、他の競技者に対し、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為であって、競技者のスポーツ指導に関連して行われる行為（以下「違反行為」という。）を行った場合に、当該行為について、当該加害者たる指導者又は競技者等（以下「加害者」という。）に対して行う処分に関し、その内容を決定するに当たって参考となる基準を定める。

- ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
- ② 上記①に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ③ 上記①②に掲げるもののほか、競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

また、本処分基準は、上記行為について、加害者に対して行う処分に加えて、加害者が所属するチームや当該チームに所属する他の指導者に対して処分を行う場合に、その内容を決定するに当たって参考となる考え方を示す。

なお、上記②の違反行為には、パワー・ハラスメント（パワハラ）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）も含まれる。スポーツ指導に関連して行われるパワハラやセクハラは、次のとおり定義できる。

(ア) パワハラ¹

同じ組織（競技団体、チーム等）で競技活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為・言動等をいう。

(イ) セクハラ²

¹ 厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」（平成24年1月30日）における「職場のパワー・ハラスメント」の定義を参照した。同報告によれば、「職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」と定義されている。

² 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条において、事業主に対するセクシュアル・ハラスメント対策義務が定められている。厚生労働省はかかる対策義務促進のため、「事業主の皆さん 職場のセクシュアル・ハラスメント対策はあなたの義務です!」と題するリーフレットを発行している。同リーフレット中に、就業規則に記載すべきモデル規程において、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは「職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により他の従業

性的な行動・言動等であって、当該行動・言動等に対する競技者の対応によって、当該競技者が競技活動をする上での一定の不利益を与え、若しくはその競技活動環境を悪化させる行為、又はそれらを示唆する行為も含まれるものとする。

また、上記③の違反行為には、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰走など競技力の向上とは明らかに無関係な不合理な指導が含まれる。

第2 処分の決定に係る法原則

違反行為を処分する場合、次の法原則が適用される。

① 罪刑法定主義

違反行為とこれに対する処分の種類・程度が規程上明記されていること。

② 平等取扱の原則

同種の違反行為に対しての処分は、同一種類・同一内容であるべきこと。

③ 相当性の原則

違反行為の内容・結果に照らし、処分の重さが相当であること（重すぎではない）。

④ 適正手続

競技団体が決めた手続に従って、処分を行うこと（特に処分対象者に弁明の機会を与えること）。

上記①④は競技団体が定める規程の定め方や運用上問題になるものである。違反行為に対する処分の種類・内容を決定する上で、求められるのは上記②③である。このため、本ガイドラインでは、上記法原則のうち②及び③を満たすための基準をまとめるものである。

本ガイドラインでは、第3において、処分の種類・内容と加害者に与える影響を解説し、第4において、違反行為に対する相当な処分を課す際の考え方を示し、第5において、代表的な違反行為と処分内容を標準例として紹介する。

第3 処分の種類及び内容

加害者の違反行為に対して処分を課す前提として、いかなる処分を課すことができるか、その処分が加害者にどのような影響を与えるものであるかを把握して

員の就業環境を害することをいう。」と定義されており、これを参考にした。

おく必要がある。本ガイドラインでは、平成 25 年 8 月 8 日、文部科学省スポーツ・青少年局長の下に設置されたスポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議が平成 25 年 12 月 19 日に試案として示したスポーツ団体処分手続モデル規程（試案）（以下「スポーツ団体処分手続モデル規程」という。）を前提に解説する。

(1) 処分の種類

加害者に対する処分の種類は、次のとおりである。

- ① 戒告（口頭注意）
- ② けん責（文書による注意）
- ③ 有期の登録資格停止
- ④ 無期の登録資格停止（一定年数経過により復権が認められる）
- ⑤ 登録資格剥奪
- ⑥ 上記①～④の処分に代えて、又はこれらの処分と併せて行う、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他これに準ずる処分（以下「ボランティア活動従事等」という。）

(2) 各処分の内容

加害者に対する処分は、違反行為に対して均衡がとれたものでなければ、加害者のスポーツ権を害することになる。それゆえ、過剰な処分を課した場合は、スポーツ仲裁や裁判所で処分が覆されてしまう。そこで、処分内容を決定するに当たっては、課そうとしている処分が加害者にとってどの程度の影響（不利益）を及ぼすものであるかを検討する必要がある。以下、上記処分の種類ごとに、その内容と加害者に与える不利益について整理する。

① 戒告（口頭注意）

違反行為について、口頭で注意をするものであるが、加害者の競技活動を制限するものではない。

主として、継続性・悪質性のない行為で、実害も発生していないような、ごく軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

② けん責（文書による注意）

違反行為について、文書で注意をするものである。文書に違反行為を記載して、注意をするものであるため、戒告よりも厳しい処分であるが、加害者の競技活動を制限するものではない。

主として、継続性・悪質性のない行為で、実害も軽微であるような、軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

③ 有期の登録資格停止

スポーツ団体処分手続モデル規程では、1か月～3，4年程度と幅のある処分である。登録資格停止とされた加害者は、その間、当該競技団体における競技活動に参加できなくなるため、加害者は実質的な不利益を被る。

上記のとおり、資格停止期間に幅があるため、軽易な違反行為から重い違反行為にまで適用することができる。戒告・けん責と比較して、継続的な違反行為や、悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課すことが想定される。

資格停止期間を定めるに当たっては、その停止期間が加害者の競技活動にどのような影響（不利益）を及ぼすかを踏まえ、当該違反行為に対して相当であるか（過剰ではないか）を検討する必要がある。

④ 無期の登録資格停止

スポーツ団体処分手続モデル規程では、一定年数（3，4年）経過後に復権が認められる場合があるが、原則、無期限に競技活動に参加できなくなるものであり、加害者は極めて大きな不利益を被る。3，4年以上、競技活動を停止した場合、現状の競技力・指導力を維持することは望めない場合がほとんどである。大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に限定して適用すべきである。

⑤ 登録資格剥奪

永久に当該競技活動に参加できなくなるものであり、復権も認められない。加害者は極刑に等しい甚大な不利益を被る。加害者の行為によって、被害者を死に至らしめた場合、重い障害を残した場合、刑事処分をされた場合など無期の登録資格停止同様に相当重大な違反行為で、加害者に有利な情状を加

味しても極刑しかないと判断される極めて限定した場面でのみ適用すべきである。

⑥ ボランティア活動従事等

この処分は単独で、あるいは、戒告・けん責・有期又は無期の登録資格停止と併せて課することができる。

例示されているボランティア活動への従事は、一定程度の期間行う必要があり、ある程度競技活動を制約することになる。反面、社会的な貢献を行うものであり、社会的な信用を回復するために課することが想定される。

反省文の提出については、特段加害者の活動を制約するものではなく、幅広く課することが可能である。反省文は、違反行為を認めて、今後同じ過ちを犯さないよう行動を改めることなどを文書で表明するという性質上、加害者が任意に応じる限り問題はない。しかし、違反行為と認定されたものの、加害者が全面的に事実関係を争っている事案において、反省文の提出処分を課し、これを提出しなかったことをもって、更に違反行為として処分することは、法的に問題が生じる場合もあるので留意されたい。

第4 処分の決定に係る基本的な考え方

相当性の原則から、違反行為に対する処分は、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定しなければならない。

処分内容を決定するに当たっては、主として次に掲げる事項を総合的に考慮することになる。

(1) 処分内容の決定に当たって考慮すべき6要素

- ① 違反行為の態様はどのようなであったか（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性）

ex) 継続的な暴力等は、行為態様が悪質と評価される。

- ② 加害者の地位・立場はどのようなであったか。被害者とはどのような関係にあったか

ex) 加害者が指導者や先輩など上下関係にあるなどの事情は、行為態様が悪質と評価される。

- ③ 加害者の人数は何人であったか

ex)加害者が複数の場合、行為態様が悪質と評価される。

- ④ 違反行為によりどのような結果が発生したか（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか、被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）、被害者の人数、被害者の競技活動への影響の程度（競技活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等の退会の有無を含む）等）

ex)被害の程度が重ければ重いほど、結果が重大であると評価される。

- ⑤ どのような動機で行われたか。どのような経緯であったか（被害者側の対応も含む）。

ex)身勝手な動機（憂さ晴らしなど）は、行為態様が悪質と評価される。

被害者が挑発したなどの場合は、行為態様の悪質性を減じると評価される場合もある。

- ⑥ 加害者は反省しているか。事後の対応はどうであったか。

ex)反省を示していることや示談の成立は、加害者に有利な情状として、被害結果の重大性を減じる。

- (2) 日頃の競技活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容

当該違反行為との関係で日常的な態度等が加害者に有利な情状として加味されることがある。また、刑事罰を受けたり、解雇や退学など他で制裁を受けていた場合、加害者に有利な情状として加味されることがある。反対に、過去に違反行為を行っていたという事実は加害者に不利な情状として加味される。

- (3) 過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等

特段の事情がない限り、同種の事案には同種・同程度の処分をしなければならない（平等取扱の原則）。

第5 処分の標準例

以上の基本的な考え方を踏まえて、以下、代表的な違反行為について、標準的な処分内容を例として示す。

これら標準例は、代表的な違反行為ごとに標準的な処分の内容を例として掲げ

たものであって、絶対的なものではない。したがって、実際の処分内容の決定に当たっては、本処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、事案の詳細及び過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

I 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為例

1 体罰（暴力）

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、**有期の登録資格停止** [短期：1か月] とする。
- (2) 被害者が全治2週間程度までの傷害を負った場合には、**有期の登録資格停止** [中期：1か月以上6か月以下] とする。
- (3) 被害者が全治2週間を超える傷害を負った場合には、**有期の登録資格停止** [長期：6か月以上] とする。
- (4) 被害者が死亡するに至った場合又は重大な後遺障害が残る傷害を負った場合には、**無期の登録資格停止又は登録資格剥奪**とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素（処分内容を重くする）

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

○軽減要素（処分内容を軽減する）

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

II 心身に有害な影響を及ぼす言動（パワハラ・セクハラ）例

2 指導者による暴言等

【標準例】

指導者が、特定の競技者（被害者）に対し、人格を否定するような発言・侮

辱等（以下「暴言等」）を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合³、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合⁴、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合⁵、有期の登録資格停止〔長期：6か月以上〕とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、無期の登録資格停止とする。
- (5) 暴言等を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合⁶、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けて

³ 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合」とは、暴言等を受けた被害者のみが苦痛を感じた場合を想定している。以下の標準例でも同様。

⁴ 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合」とは、暴言等を受けた被害者のみならず、周囲の競技者も苦痛を感じるなどして当該指導者から指導を受けることに嫌悪感を感じるなど競技活動の環境が悪化した場合を想定しているが、被害者が競技活動を中断したり、指導者に対し萎縮するまでには至っていない場合を想定している。以下の標準例でも同様。

⁵ 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合」とは、暴言等を受けた被害者が競技活動を一時中断せざるを得なくなった場合や指導者におびえ萎縮して競技活動が阻害されたような場合を想定している。以下の標準例でも同様。

⁶ ここでいう「刑事処分」は、①②の事由との均衡から、軽微な刑事処分（事案が軽微で悪質性が低いなど）は該当しないと考えるべきである。以下の標準例でも同様。

いる場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

- 指導者が、特定の競技者を無視したり、正当な理由なく練習にさせないなど、指導者による嫌がらせ行為

3 先輩後輩間における暴言等

【標準例】

先輩競技者が、特定の競技者（被害者）に対し、暴言等を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止〔中・長期：6か月以上1年以下〕とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) 暴言等を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

先輩後輩関係など上下関係に基づいて行われた場合、加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

- チーム内でのいじめ行為

4 身体的接触を含むわいせつ行為

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）の意に反して、身体的な接触を含むわいせつ行為を行った。

- (1) 被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。
- (3) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止〔長期：6か月以上〕、②競技者は有期の登録資格停止〔中・長期：6か月以上1年以下〕とする。
- (4) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、①指導者は無期の登録資格停止、②競技者は有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) わいせつ行為を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った

場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

5 身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）の意に反して、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「**性的言動**」という）を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上3か月以下〕とする。
- (3) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止〔中・長期：3か月以上〕、②競技者は有期の登録資格停止〔中・長期：3か月以上1年以下〕とする。
- (4) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、①指導者は無期の登録資格停止、②競技者は有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) 性的言動を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

Ⅲ 競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

6 不合理な指導

【標準例】

指導者又は競技者が、特定の競技者（被害者）に対し、競技力の向上とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰としての特訓など不合理な指導（以下「不合理な指導」という。）を行った。

- (1) 被害者の競技活動に支障が生じるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害（全治2週間程度まで）した場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上3か月以下〕とする。
- (3) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害（全治2週間以上のも）した場合、有期の登録資格停止〔傷害の程度により、中・長期3か月以上1年以下〕とする。
- (4) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害し、退部など競技活動の中止に至らせた場合、有期の登録資格停止〔長期1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) 不合理な指導を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な傷害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

不合理な指導であること知っていながら不合理な指導を行った場合、加

害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不合理な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立等

※上記標準例に掲げられていない違反行為についても、当然のことながら処分の対象となり得るものであり、この場合、標準例に掲げる取扱い等も参考としつつ、判断する。

第6 加害者が所属するチーム等に対する処分の考え方

ある違反行為に対し、当該違反行為の加害者が所属するチームを処分する場合や当該チームに所属する他の指導者・競技者に対して管理不行届等で処分する場合には、以下の点に留意するものとする。

なお、以下の留意点は、参考となる考え方を示したものであって、処分の決定に当たっては、過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

1 違反行為の加害者と同じチームに所属する他の指導者に対して処分についての留意点

(1) 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者について

① 当該違反行為の発生を知らながら、当該違反行為を助長し、隠ぺいし又は放置した場合には、指導者に対しては、当該違反行為の加害者と同等の処分を行うものとする。

② 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができる状況にありながら、過失により当該違反行為の発生を把握することができず、当該違反行為の発生を防止できなかった場合には、当該指導者に対しては、当該違反行為の加害者に準じた処分を行うものとする。

③ 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができず、かつ、把握することができなかったことに

ついて過失も認められない場合には、当該指導者に対しては、原則として戒告又はけん責とする。

- (2) 原則、同じチームに所属する指導者である以上、他の指導者の違反行為の発生を防止すべきといえるが、例えば、形式的には同じチームであっても実質的には完全に分かれている場合や、単に名前だけを連ねている場合等、当該違反行為の発生を防止すべき立場にない指導者に対しては、原則として何らの処分も行わないものとする。

2 違反行為の加害者と同じチームに所属する他の競技者に対する処分についての留意点

(1) 基本的な考え方

競技者は、一般的に、チームの一員であり、チームの他のメンバーに対する管理責任・安全配慮義務を負っていないと解される。それゆえ、チーム内で他の加害者が違反行為を行ったとしても、他の競技者は連帯して責任を負わされるいわれはないため、他の競技者に対しては処分をしない。

しかし、以下の(2)(3)の場合は、例外的に他の競技者に処分が及ぶ可能性があるため、留意する必要がある。

(2) チームの一員として責任を負うと解される場合

他の競技者全員が個別に違反行為の責任を負うとまではいえない場合でも、チーム全体にそのような違法行為を許容するような習慣や土壌があり、それをチームが受け入れていたような場合など、加害者個人の責任で片付けるべきではないという事案では、チームとして処分される場合がある。この場合、チームが処分を受けた結果、直接的には加害行為を行っていない競技者も処分を受ける（出場停止等）ことになる。

(3) 他の競技者が不作為やほう助等により違反行為を行ったと解される場合

他の競技者は、違反行為の場に居合わせるだけでなく、これを超えて違反行為を手伝ったり（見張りなど）、違反行為を助長させるような関与を行った場合は、当該他の競技者自身の不作為等の行為についての責任が問

題になる可能性がある。

3 違反行為の加害者が所属するチームに対する処分についての留意点

(1) チーム処分の目的

チームの他の競技者自身に何ら責任が認められないにも関わらず、違反行為の加害者が所属するチームに対する処分は、当該チームに対し処分を行うことを通じて、当該チームに所属する指導者及び競技者が同様の違反行為を起こさないよう注意喚起すること等により、当該チームにおける将来の違反行為を未然に防ぐ必要が認められる場合に限り行うものとする。

(2) 基本的な考え方

違反行為の加害者が所属するチームに対する処分については、当該チームに所属する違反行為に関与していない他の競技者のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。

それゆえ、チームに対する制裁は、原則として、戒告又はけん責によるものとすべきであるとする。

(3) 他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分（出場停止等）について

当該チームの登録資格の剥奪、登録資格停止処分、競技大会への出場停止などの処分は、加害行為を行っていない当該チームに所属する他の競技者のスポーツ権を制約することに留意すべきである。

このような処分は、前述のとおり、加害者個人の責任とするだけでは十分といえない事案に限定して課すべきである。すなわち、当該違反行為の結果が重大であることに加えて、将来の違反行為を未然に防ぐ必要性、又は加害者以外の当該チームに所属する他の競技者についても加害者と同等若しくは加害者に準じた処分を行う必要性が強く認められる等の特段の事情がある場合に限り選択できるものとする。例えば、当該チームの複数の指導者又は競技者が加害者となり違反行為が行われ、当該チームの他の競技者において当該違反行為の存在を把握しながら何らの防止措置や報告等が行われなかったために、重大な結果が発生することを防げなかった場合

などである。

なお、違反行為の加害者が所属するチームが既に十分な社会的制裁を受けていると認められる場合や、当該チームにおいて既に十分な自主的処分が行われている場合には、当該チームに対して行う処分の軽減を検討するものとする。

以上

(4) スポーツ団体処分手続モデル規程（試案）

第1編 総則

（目的）

第1条 本規程は、本協会が担うスポーツの普及及び競技水準の向上という重要な役割に鑑み、本協会の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びスポーツにおける暴力行為等の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

【解説】

- スポーツ団体処分手続モデル規程（以下「本規程」といいます。）を設ける目的は、競技団体のガバナンスを確立し、及び暴力行為等の根絶を図ることにあります。
 - 傘下団体も、本規程と同様の処分手続規程を整備する必要があります。統括競技団体（以下「本協会」といいます。）の加盟団体（会員）規程等で処分手続規程の整備を明記することになります。
 - タイトルは、適宜、変更可能ですが、違反行為の処分に関する手続を定めた規程であることが分かるようなものとするのが望ましいです。
 - 本モデル規程は、NFが処分を行うことを前提としておりますが、NFが行う処分と加盟団体である都道府県協会（PF）が行う処分が考えられるところです。両者の関係については、NFの処分権限（処分対象者の範囲及び処分事由）とPFの処分権限（処分対象者の範囲及び処分事由）とを明確にしておく必要があります。
- 以下、処分権限を整理するにあたって考え方を示します。

①役職員について

NFの役職員はNFで、PFの役職員はPFで行うのが原則です。

PFの役員で、NFの役員を兼ねる場合は、いずれで処分をするかを明確にする必要があると考えます。

②競技者・指導者・審判員について

競技者・指導者・審判員は、通常、PFを経由し、NFに登録することから、PFで処分する場合とNFで処分する場合が考えられます。整理の仕方として、例えば次のような方法が考えられます。

(a) 処分事由や処分内容で処分権限を分配する方法

(i) 暴力事案はP F、八百長などの問題はN Fという整理

(ii) 暴力事案でも軽微な事案（傷害に至っていない）はP F、軽微でない事案はN Fという整理

(iii) 戒告・けん責はP F、資格停止など重い処分はN Fという整理

(b) 手続等で処分権限を分配する方法

(i) 事実調査はP F、処分審査はN Fという整理

(ii) 上記を適宜組み合わせ、P F・N Fの処分権限を整理

(iii) 原則P Fで処分し、処分内容に不服がある場合にN Fに不服を申立てることができるという整理

Q 加盟団体も同じモデル規程を定める必要がありますか？

A 本協会で定める本規程は、本協会が処分権限を有する範囲においてのみ有効に適用することができます。その範囲がどこまでかは、各競技団体の加盟団体（会員）規程等で確認いただく必要があります。

本協会で定める本規程が適用とされない範囲（例えば、傘下の団体の役職員等）については、当該団体固有の問題を公平・公正に解決するために、本規程と同じ規程を設ける必要があります。

Q 当協会は、競技者倫理規程、懲罰規程、職員就業規則を置いているのですが、改めて本規程を設ける意味はありますか？

A 本規程は、モデル規程であり、必ずしもそのままの形で導入しなければならないものではありません。貴協会は既に競技者倫理規程、懲罰規程、職員就業規則をお持ちのことですが、これらの規則に基づいて処分を課すにあたって、手続規程はありますでしょうか。本モデル規程は、各種規程違反等の行為に対し処分を課すにあたって、適正な処分手続モデルを示しています（第 3 編）。この部分を規程化して導入することも可能です。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者（以下「加盟員等」という。）に適用する。

- ① 本協会の理事、監事及び評議員[自然人である社員]（以下「役員」という。）
- ② 本協会の職員（以下「職員」という。）
- ③ 本協会に登録した指導者（以下「指導者」という。）
- ④ 本協会に登録した競技者（以下「競技者」という。）
- ⑤ 本協会に登録した審判員（以下「審判員」という。）

【解説】

○本規程を適用する者の範囲を定めています。

「役員」「職員」「指導者」「競技者」「審判員」にこの規程を適用することになります。

○上記以外に、本規程を適用すべき者・団体がある場合は、適宜、加筆してください。

Q 本協会には「顧問」や「相談員」という立場の者がいるのですが、どのように扱えばよいのでしょうか？

A 「顧問」「相談員」という立場で貴協会の運営に携わる者がいれば、貴団体の規程に服しますので、上記適用する者に追記して、本規程が適用されるようにする必要があります。

Q 本協会の職員は全員ボランティアです。ボランティアの方も「職員」といえるのでしょうか？

A はい。ボランティアも職員や役員に該当します。

Q 協会に登録しているチームや加盟団体などは本規程の適用対象とはならないのでしょうか。

A はい。本モデル規程は、理事等の役職員や競技者、指導者等個人を前提にしています。

Q 協会に登録しているチームや加盟団体など団体に対する処分に関するモデル規程はないのでしょうか。

A 現在作成中です。今しばらくお待ちください。

第2編 違反行為と処分の内容

【解説】

- 第2編は、役職員や指導者・競技者等が行ってはならない行為を定義し、その行為を行った場合に課される制裁の内容を定めるものです。
- 倫理規程、職員就業規則、競技者規則などで、違反行為の定義、違反した場合に課される制裁の内容が、本規程と同程度に明記されている場合、第2編を除くことは可能です。

(違反行為)

第3条 違反行為とは、加盟員等の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかったとき。
 - ② 本協会又は本協会に加盟又は準加盟するなど、本協会の傘下にある団体（以下「傘下団体」という。）の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき。
 - ③ 暴力行為、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントなどをはじめとする不法行為を行ったとき。
 - ④ その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき。
 - ⑤ 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したとき。
 - ⑥ 補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与したとき。
 - ⑦ 法令又は本協会の定める諸規程に違反したとき。
- 2 アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。

【解説】

- 第1項について、役職員や指導者・競技者等が行ってはならない違反行為を定義しました。
- ①～⑦を通じて、各種違反行為を網羅できるように定めています。
- 各競技団体において、上記に定めている事項以外の事項（例：一定範囲の商行為の禁止など）があれば、適宜、追加することが可能です。
- 第2項について、アンチ・ドーピングについては別途定める旨（JADA 規程）を明記しました。

Q 酒気帯び運転など道路交通法違反の行為はどこに該当するのでしょうか？

A ②や⑦に該当します。

Q ④で指導者や競技者に対する「不正な利益」とは具体的にはどのようなものが想定されるのでしょうか？

A 典型的な例としては、金品を渡して、試合に負けてもらうような八百長行為です。

この場合、八百長行為を要請して不正な利益を供与等した加盟員等が④に該当し、それに応じて八百長行為をした加盟員等が⑤に該当することになります。

Q ⑤「その他不正な経理を行った」とはどのようなものが想定されるのでしょうか？

A 取引がないのにあるかのように装って経理処理をして、協会の金員を不正に支出するような行為です。上司の指示に従って不正経理に関与した場合も処分の対象になります。

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 本協会は、違反行為を行った加盟員等に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員に対する処分の種類

- ① 戒 告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 減 俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- ④ 降 格：下位の役職へ移行させる。
- ⑤ 懲戒免職：理事会において懲戒免職の決議をし、速やかに評議員会[社員総会]を招集して解任請求を行う。

(2) 職員に対する処分の種類

- ① 戒 告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 減 給：報酬又は給与を減額する。
ただし、職員については労働基準法第91条を限度とする。
- ④ 出勤停止：一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。
- ⑤ 降 格：下位の資格・職位等へ移行させる。
- ⑥ 諭旨退職：諭旨により退職願いを提出させるが、これに応じないときは解雇する。
- ⑦ 懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時に免職（解雇）とする。

(3) 指導者、競技者及び審判員（以下総称して「登録者」という。）に対する処分の種類

- ① 戒 告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 登録資格の停止：一定期間、本協会の登録者としての資格を停止する。
 - (ア) 有期の登録資格停止 1月以上●年以下
 - (イ) 無期の登録資格停止
- ④ 登録資格剥奪：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。

2 本協会は、前項の処分に代えて、又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課すことができる。

【解説】

○違反行為に対して課される処分の種類にどのようなものがあるか、予め明確にしておく必要があります（罪刑法定主義）。

○第 1 項について、競技団体の役員、職員及び登録者（登録している指導者・競技者・審判員）とでは、競技団体との関係が異なるため、それぞれ処分（制裁）の種類を区別して決めました。

具体的には、以下のとおりです。

①競技団体と役員の関係

- 委任契約関係
- 処分内容について、比較的規制が緩やかです。ただし、多くの競技団体は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人ですので、同法の適用が前提となります。

理事や監事の懲戒免職にあたっては、本規程上の理事会決議では足りず、財団法人では評議員会、社団法人では社員総会の決議を要することになります。

②競技団体と職員の関係

- 雇用契約関係
- 労働基準法及び労働契約法並びに労働判例法が適用されます。
- 処分内容については、減給制限が労働基準法第 91 条で定められています。1 回の違反行為に対しては、平均賃金（過去 3 か月に支払った賃金の総額を総暦日数で除したもの）の一日分の半額を越えてはならないとされています。1 度に複数の違反行為に対して、減給制限を課す場合でも、一賃金支払時期における減給額は平均賃金の 10 分の 1 を超えてはならないとされています。

役員に対する減俸は、例えば、月額 10%カットを 3 か月間など大きな賃金カットができるのに対し、職員の減給は僅少に制限されています。

- 懲戒解雇について、一般に即時解雇したり、退職金制度を設けている場合に退職金を不支給としたりします。懲戒解雇であっても即時解雇をし、解雇予告手当（平均賃金の 30 日分）を支払わない場合は、所轄の労働基準監督署の認定を得る必要があります。また、退職金の不支給についても、規定上、懲戒解雇の場合には支給しない旨を明記する必要があります。この場合であっても、さらに、懲戒解雇の有効性とは別に、懲戒解雇理由に照らして退職金不支給とすることの有効性が判断され

ることになります。

③競技団体と登録者の関係

- 登録を根拠とし、各登録制度を内容とする契約関係
- 処分について、規制する法令は、特にありません。比較的自由に処分内容を定めることができます。ただし、スポーツ基本法において、スポーツ権が確認され、競技団体の努力義務等が定められた趣旨から、適正な処分内容を定めることが要請されているといえます。

○本条に記載された処分の種類は例示であり、すべての処分の種類を設けなければならない訳ではありませんし、ここに明記する以外の処分を定めることも可能です。

○(3)登録者に対する処分の種類のうち、有期の登録資格停止期間の限度を何年とするかは、各競技団体で検討ください。アンチ・ドーピング規程違反が、原則4年になることから、原則3～4年程度が目安になるのではないかと考えます。

○第2項について、違反行為をした者に対し、ボランティア活動など社会貢献活動を命ずることができるようにしました。この措置は、第1項の処分に代えて単独で課すことも、第1項の処分と共に課すことも可能です。

なお、反省文の提出については、第2項の処分とせず、戒告やけん責の内容として始末書を提出させるという規定の仕方もあります。

○指導者や審判員にランク別の資格制度を設けている団体においては、降格（ランクを下位に落とす）や指導者資格の取消しを設けることが考えられます。

Q ②の「職員に対する処分」については、常勤職員・非常勤職員で処分の種類を区別する必要はあるのでしょうか。

A 常勤・非常勤で特に処分の種類を区別する必要はありません。

ただし、ボランティア（無償）か否かで、競技団体と職員との法律関係が異なります。ボランティアであれば、労働者に該当しませんので、労働基準法の適用はありません。また、そもそも無償ですので、減給もあり得ません。こうした点で区別する必要は生じます。

Q 指導者の処分で、「指導者資格の停止」や「指導者資格の取消」がありますが、本規程では、どの処分がこれらに相当するのでしょうか。

A 「指導者資格の停止」は「有期・無期の登録資格停止」が、「指導者資格の取消」は「登録資格剥奪」が、それぞれ対応することを想定しています。

Q 登録資格の停止や剥奪となった際、競技者又は指導者等は、どのような制約を受けることになるのでしょうか。

A 登録資格が停止されたり、剥奪されたりすることで、競技者や指導者等がどのような制約を受けるかどうかについては、各競技団体の競技者や指導者に関する規程の内容によるものと考えます。つまり、競技団体に登録することで、何ができるかが、各競技団体の競技者や指導者に関する規程で定められていると思います。登録資格を停止・剥奪されることで、当該規程で定められていることができなくなります。

もし、登録により何ができるかが明確でない場合、本モデル規程第4条の登録資格停止により、どのような活動ができなくなるかを定めておく必要があります。

例えば、次のような規定が考えられます。

「登録資格停止とは、登録競技者として資格を停止、〇〇（競技名）に関する一切の活動を一定期間又は無期限に停止する」

(処分の原則)

第5条 本協会は、すべて加盟員等に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

【解説】

○処分にあたっては、偏見や差別等があってはならず、中立、公正かつ迅速に行わなければならないことを明確にしました。

(刑事裁判等との関係)

第6条 処分の対象となる違反行為について、加盟員等が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は、同一事件について、適宜に、加盟員等を処分することができる。本規程による処分は、当該加盟員等が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

【解説】

○違反行為の内容によっては、競技団体だけでなく、刑事裁判の処分や違反者が所属する団体（チームや学校等）から処分を受ける可能性があります。刑事裁判や他の団体から処分を受けた場合であっても、競技団体の秩序をみだしたり、信用を毀損したりする行為であれば、競技団体自身でも処分できることは当然です。

本条では、上記の点を確認的に規定しました。

○なお、刑事裁判で刑罰が課され、他の団体から処分を受けたという事実を、競技団体で処分する場合に、審査対象者に有利な情状となる場合があります。本条は、上記の点を情状から排除しなければならないという趣旨ではありません。

(無期の登録資格停止の解除)

第7条 無期の登録資格停止処分を受けた登録者は、当該資格停止処分の開始日から●年以上を経過した後に、以下の手続により、当該資格停止処分の解除の申請を行うことができる。

- ① 当該登録者は、本協会事務局に対し、処分解除申請書及び反省文並びに嘆願書を提出する。
 - ② 本協会事務局は、当該懲戒処分を課した処分審査委員会に前号の書類一式を回付する。
 - ③ 処分審査委員会は、当該登録者を聴聞の上、解除相当と判断した場合、その旨を理事会に答申する。
 - ④ 前号の答申を受けた理事会において、解除について審議・決定する。
- 2 理事会において解除が認められた登録者は、理事会が、処分解除日として定めた日から登録資格が復権する。

【解説】

○指導者、競技者又は審判員に対しては、第4条(3)③(イ)により、無期の登録資格停止処分が課せられます。無期の登録資格停止処分と資格剥奪との違いは、復権(無期の登録資格停止処分の解除)を認めるか否かです。

○第1項は、無期の登録資格停止処分を課された指導者、競技者又は審判員が、復権をする場合の手続を定めています。

いつからの復権を認めるかについては、各競技団体に検討して定めることとしています。無期の登録資格停止処分が、有期の登録資格停止処分よりも短い期間で解除されることにならないよう、第4条第1項の有期の登録資格停止処分の最高年限と併せて検討することになります。

第3編 処分手続

【解説】

- 倫理規程、職員就業規則、競技者規則などで違反行為や処分内容を定めていたとしても、違反行為の内容や課される処分について明確な定めがなされていない場合には、本モデル規程第2編と同程度の内容に改めることが望ましいです。
また、違反行為に対する処分を決める手続規程がないときには、第3編以下の手続規定を設ける必要があります。
- 本編で定める処分手続は、相談窓口→事実調査→処分審査を経て、理事会で最終処分を決定する仕組みを設けています。各段階を、それぞれ別人が担当し、適宜外部の者を入れて判断することで、公平・公正な処分審査を実現することを意図しています。

第1章 相談窓口・委員会の設置等

第1節 通報相談窓口

(通報相談窓口の設置)

第8条 本協会は、加盟員等による違反行為の通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。

- 2 本協会は、前項の通報相談窓口に、スポーツ及び法律に精通した有識者1名以上を配置するよう努める。

【解説】

○第1項で、通報相談窓口を設置します。違反行為の定義は、第3条のとおり、暴力行為に限らず、競技団体の不祥事全般にわたるものです。

○第2項は、通報相談窓口に、法律及びスポーツに精通した有識者（スポーツ法を専門とする弁護士やスポーツ法学者など）を配置することを定めています。通報相談窓口では、第1項で定めるとおり、競技団体の不祥事全般を扱うことになるため、有識者（競技団体内部か外部かを問いません）を配置し、専門的見地から通報相談の内容をある程度仕分けることを想定しています。

現在、日本オリンピック委員会では特定の法律事務所に窓口を委託している例があるように、法律事務所などに委託する方法が考えられます。また、日本スポーツ法学会に所属する弁護士や学者を中心に、各競技団体のガバナンス確立をサポートする団体が組織される予定ですので、今後、同団体へ委託することも考えられます。

○顧問弁護士がいる競技団体においては、顧問弁護士を相談窓口とすることも可能です。この場合、通報窓口担当者が本協会に対して負う守秘義務（通報相談者や被害者個人を特定する情報の非開示）を契約上明記する必要があります。

ただし、当該顧問弁護士が通報相談にかかる事案に利害関係を有する場合、当該相談担当者ではなく、別の者を相談担当者とするのが望ましいと考えます。

Q 通報相談窓口の有識者が事実調査を求めない旨を判断することができるのでしょうか。

A 第18条第2項で理事長に意見を述べ、理事長が判断します。

(利用者の範囲)

第9条 通報相談窓口の利用者（以下「窓口利用者」という。）は、加盟員等本人とその関係者（加盟員等の親族、知人、加盟員等が所属する団体、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本体育協会など加盟員等と一定の関係を有する者又は団体等をいう。以下同じ。）とする。

【解説】

○通報相談窓口は、広く違反行為の通報相談を受け付けるため、利用者を加盟員等本人だけではなく、一定範囲の関係者としました。

Q 利用者の範囲がかなり広く、通報相談の対象となる違反行為も広いことから、窓口の担当者が対応に忙殺されて、本来の業務ができなくなるおそれがあります。利用者の範囲や通報相談事項を限定できないでしょうか。

A 相談窓口は、暴力被害その他不祥事を早期に発見し対応するため設けるものですので、間口を広くとる必要があるため、限定すべきではありません。第 8 条の解説にあるように、相談窓口を外部に委託することも可能です。

Q 他人を貶めるために虚偽の通報がなされる可能性もあるが、どのように対処すればよいか？

A 利用者には可能な限り相当な根拠を示してもらふことになります。また、通報が虚偽か否かを判断する等のために、第 8 条第 2 項で窓口法律に精通した有識者を置くよう努めることとしています。

(利用方法)

第10条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面会とする。

- 2 本協会は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等して、その周知徹底を図るものとする。
- 3 通報相談窓口では、窓口利用者（窓口利用者が被害者等本人でない場合にあっては被害者等本人を含む。）及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明したうえで、窓口利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握する。
- 4 通報相談窓口では、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。
- 5 通報相談窓口に対する通報相談が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、相談を受けるものとする。
- 6 窓口利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本協会が本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来す場合には、本協会はその責務を免除されるものとする。

【解説】

- 第1項は、通報相談窓口の利用方法を定めています。違反行為について、広く相談を受け付ける趣旨から、あらゆる媒体が利用できるようになっていきます。
- 第2項について、窓口を設置した場合、そのことが加盟員等に周知されなければなりません。必要事項をホームページなどで周知するようにしてください。
- 第3項について、通報相談を受けた相談担当者は、通報相談の内容を聴くとともに、通報相談窓口を利用したことをもって、競技団体が通報者等に不利益な取扱いをしないことを説明します。
- 第4項について、通報相談窓口を利用する者は、原則として、その氏名や違反行為の内容を、根拠を示して通報することになります。通報相談窓口を利用している者が、第9条に定める利用者の範囲に該当するかを確認するとともに、虚偽の通報等不当な利用を防ぐ趣旨です。
- 第5項について、原則は第4項のとおりですが、匿名でも通報相談窓口を利用できるようにしました。この場合、その者が第9条に定める利用者の範囲に該当するか否かは、話の

内容によらざるを得なくなります。こうしたことを判断するためにも、第8条第2項で定めた有識者を配置することが望まれます。

○第6項について、匿名で通報相談を受ける場合でも、連絡先が確保できない等の事情により、次のステップ（事実調査）に進められず、処分に至らない可能性が考えられます。この場合は、競技団体の責に帰すべき事由がありませんので、本規程で定める競技団体の責務（理事長や委員会の委員等の責務を含む）が免除されることを明確にしたものです。

Q 「事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠」とはどの程度のものを想定すれば良いのでしょうか。記録等は残っていないが「私は見た」などの目撃談だけでも「相当な根拠」といえますか。

A まずは、通報相談の内容を裏付ける客観的な証拠の有無を確認します。そうした証拠がない場合は、当事者以外の第三者が目撃していれば、第三者の目撃証言の有無を確認します。それもなければ、本人が経験した事実をよく聴いて、話の内容に矛盾がないかなど検討することになります。

もっとも通報相談窓口の段階では、高いレベルの証明がなくとも、通報相談内容が虚偽ではないことが判断できればよいと考えます。

(通報相談窓口担当者の守秘義務)

- 第11条 通報相談窓口の相談担当者及び通報相談窓口に関する事務に携わる者は、通報相談窓口
に寄せられた通報にかかる事実（窓口利用者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しう
る情報含む。以下「個人特定情報」という。）を秘密として保持し、他に漏らしてはな
らない。ただし、窓口利用者や被害者等本人が通報相談事項について事実調査を希望す
る場合、事実調査及び処分審査に必要な範囲で、本人の同意を得た個人特定情報を秘密
として扱わないものとするが、窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限の配慮を
払う。
- 2 前項ただし書に該当する場合でも、本協会外の第三者、本協会内の事実調査及び処分
審査に関与していない者に対して、個人特定情報を秘密とする。
 - 3 通報相談窓口の相談担当者は、事実調査を希望する者に対し、第 1 項ただし書の個人
特定情報の取扱及び開示範囲について説明し、本人から同意を得るよう努める。
 - 4 被害者等本人が第 1 項ただし書きの同意しない場合、通報相談窓口は、事実調査を拒
むことができる。
 - 5 本協会は、通報相談窓口の相談担当者を外部に委託する場合、当該相談担当者に対し
て、第 1 項から第 3 項と同様の守秘義務を課すものとする。
 - 6 本協会は、第 1 項及び第 2 項の定めに違反して、秘密を漏洩した者がいた場合、本規
程違反として本規程に従って相当の処分を課す。

【解説】

- 第 1 項は、通報相談窓口の窓口担当者及び事務に携わる者の守秘義務を定めています。通
報相談窓口で氏名や所属など属性等個人を特定しうる情報も対象です。ただし、事実調査
に進む段階では、被害者等関係者が特定できないと調査できないなど支障が生じることか
ら、事実調査を希望する者から同意を得て、必要な個人特定情報を事実調査や処分審査で
利用できることとしています。ここでの同意の有無は重要になりますので、書面で明確に
しておくことをお勧めします。
- 第 2 項は、前項ただし書の同意をした場合であっても、本協会外の第三者（マスコミなど）
や本協会内であっても事実調査や処分審査に関与しない者に対して、被害者等の個人特定
情報は守秘義務の対象であることを明確にするものです。
- 第 3 項は、通報相談窓口は、事実調査を請求した者に対し、第 1 項ただし書の同意を得る
よう、事実調査や処分審査を行うために必要な個人特定情報を、当該手続に限り開示する

こと、事実調査や処分審査に関与していない協会の関係者や外部のマスコミなどには開示されないことを十分説明し、同意を得る努力義務を設けています。

- 第4項は、事実調査や処分審査を実施するために必要な被害者等を特定する情報が得られなければ、事実調査等を行うことができないため、第1項ただし書の範囲での個人特定情報の開示に応じていただけない場合には、やむを得ず、通報相談窓口において、事実調査の請求を拒絶できることを定めたものです。
- 第5項は、通報相談窓口の相談担当者を外部に委託する場合、外部の相談担当者に対しても、第1項から第3項と同様の守秘義務を課すこととしています。
- 第6項は、第1項及び第2項の守秘義務に違反した者に対し、違反行為として処分を課すことを宣言したものです。第2項で設定した義務に違反した外部の相談担当者については、本規程が及ばないため、契約上、損害賠償義務を課すなどの措置を講じておく必要があります。

(不利益取扱の禁止)

第12条 本協会は、加盟員等及びその関係者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行なわない。

- 2 本協会は、前項の定めに違反して、窓口利用者に不利益な取扱いをし、又は嫌がらせ等を行った者がいた場合、本規程違反として本規程に従って相当の処分を課す。

【解説】

- 第1項は、通報相談窓口の利用者に対し、不利益取扱（利用した競技者を代表から外す等）をしてはならない当然のことを定めたものです。
- 第2項は、窓口利用者に対し、不利益取扱や嫌がらせを違反行為として処分を課すことを宣言したものです。

第2節 委員会の設置等

(委員会の設置)

第13条 本協会は、加盟員等の違反行為を調査し、違反行為に対する処分を決定するために、次の委員会（以下総称して「委員会」という。）を設置する。

- ① 事実調査委員会：違反行為と疑われる事実の有無を調査する。
- ② 処分審査委員会：事実調査委員会の調査結果を基に処分の要否を審査し、処分案を策定し、理事長に答申する。

【解説】

○通報相談窓口寄せられた違反行為について、事実の有無を調査し、処分案を理事会に答申するため、競技団体の理事会の下部機関として①事実調査委員会、②処分審査委員会を設置します。

いずれも常設の委員会を前提にしています。もっとも委員会が稼働する場面としては、違反行為が生じた場合になります。

○なお、本条以下の規定に「理事長」とあるのは、法人である競技団体の業務執行のトップ＝代表理事を意味します。競技団体によっては「会長」と称する場合もあると思いますので、その場合、適宜、「理事長」を「会長」と読み替えてください。

Q なぜ、事実調査委員会と処分審査委員会を区別しなければならないのですか。

A 違反行為の事実の調査を担当する者と、事実調査を基に処分の審査を担当する者を、原則として、別人が担当することで、より慎重に処分を行うためです。

(委員の選任)

第14条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、理事会で選任する。

2 委員会の員数は、各々次のとおりとする。

① 事実調査委員会 2名以上とし、うち1名以上は第三者委員（本協会に現に所属していない者をいう。以下同じ。）とする。

② 処分審査委員会 3名以上とし、うち1名以上は第三者委員とする。

3 委員会の委員には、少なくとも1名は法律に精通した有識者を選任するものとする。この委員は第三者委員であるか否かを問わない。

4 委員会の委員長は、委員の互選により選定する。

5 委員会の委員の任期は2年とする。

【解説】

○第1項で、委員は、いずれも理事会で選任します。

○第2項は、それぞれ委員会の員数を定めています。両委員会の委員は、別々の人物を専任することを推奨します。ただし、人材や費用の観点から同一人が兼任することまで禁ずるものではありません

両委員会とも外部の目を入れることが前提となっており、1名以上の第三者委員（外部委員）を選任する必要があります。

なお、外部の目を入れるために第三者委員を1名以上選任することとした趣旨からしますと、第三者委員の割合は、員数の半数程度になるよう選任することが望ましいと考えます。

○第3項について、事実調査も処分審査も法的な判断を有することから、各委員会の委員に、法律に精通した有識者を少なくとも1名選任することを義務付けています。

○第4項について、委員の任期は2年としています。任期や再任を認めるか否か等各競技団体に検討の上、変更することは可能です。

Q 第三者委員は、過去に本協会に所属していた者は良いのでしょうか。例えば、前年度の理事長も第三者委員に含めて良いのですね。

A 過去に協会に所属していた者でも、現在所属していなければ、第三者委員に該当します。ただし、第三者委員を事実調査や処分審査に入れる趣旨は、第三者の目を入れて公正・公平に行うことにあります。この趣旨から、ご指摘の例は望ましいとはいえません。監事を担当した弁護士が、監事を退任して第三者委員になることを想定しています。

(免責)

第15条 委員会の委員は、故意又は重過失による場合を除き、審査手続に関する作為又は不作為について、何人に対しても責任を負わない。

【解説】

○委員の免責事項を定めたものです。

(委員会の非公開・処分決定の公開・守秘義務)

第16条 委員会は非公開とする。

- 2 本協会は、処分審査委員会が理事会に答申し、理事会が決議した事案について、当該事案の概要、被処分者の氏名及び処分内容を、適宜の方法で公開する。被害者が存在する事案の場合、被害者のプライバシーに配慮した適当な方法（個人特定情報を秘匿することを含む。）により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を控えることができる。
- 3 前項に定める範囲を除き、理事長、理事、委員、委員会の調査に関与した者は、当該事案を通じて入手した事実を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。第 11 条第 2 項に定める個人特定情報も同様とする。
- 4 本協会は、前項の定めに違反して、秘密を漏洩した者がいた場合、本規程違反として本規程に従って相当の処分を課す。

【解説】

- 第 1 項は、委員会の非公開を定めています。
- 第 2 項は、最終処分について公開することを定めています。ただし、被害者等の匿名性を最後まで維持すること、処分事実の自体を非公開とした方がよい場合があることなど想定して、例外を定めています。（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」参照）
- 第 3 項の第 1 文では事実調査から最終処分決定まで関与した者の守秘義務を定めています。第 2 文は、事実調査や処分審査にあたって、被害者等本人の同意を得た個人特定情報についても、事実調査や処分審査外においては守秘義務の対象となることを定めています。
- 第 4 項は、第 3 項の守秘義務に違反した者に対し、違反行為として処分を課すことを宣言したものです。

(代理人)

第17条 違反行為をしたと疑われた者（以下「審査対象者」という。）は、本手続を通じていつでも代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、それぞれ、審査対象者のために、本手続に関する一切の行為をすることができる。
- 3 審査対象者が代理人の選任を本協会に通知した場合、それ以降の手続において本協会、事実調査委員会、処分審査委員会が審査対象者に対して通知を行う場合には、当該通知を当該代理人に対しても行うものとする。

【解説】

○審査対象者が代理人を選任できることを明確に定めています。

Q 選任できる「代理人」が弁護士に限られますか。審査対象者の両親等親族でも良いのでしょうか。

A 代理人は弁護士に限っていませんので、両親等親族でも構いません。

第2章 事実調査

(事実調査の開始)

第18条 窓口利用者から加盟員等の違反行為について事実調査の請求があった場合（以下「事実調査請求」という。）、通報相談窓口は、理事長に対して、その事由の説明を添えた書面をもって報告を行う。

2 理事長は、速やかに、通報相談窓口担当員の意見を踏まえて、事実調査の要否を検討し、事実調査を必要とする場合は、事実調査委員会の事実調査に付す。

3 前項において、理事長が事実調査を不要と決定した場合は、理事長は窓口利用者に対し、その旨及び事実調査を要しないと判断した理由を書面にて通知する。

4 理事長は理事会に対し、事実調査請求のあった事案の概要及びその処理の状況を報告する。

5 理事長が審査対象者になっている事案について、理事長は、本規程に定める権限及び責務を行使できないものとする。理事会は、この場合に備えて、予め本規程にかかる理事長の職務の代行者を選任する。

【解説】

○第1項について、通報相談窓口に寄せられた通報相談のすべてが事実調査の対象になるものではなく、窓口利用者から事実調査をして欲しいとの請求があったものが事実調査の対象となります。請求があった場合、通報相談窓口は理事長に対して、書面で報告を行います。この場合、窓口利用者が匿名を希望するときは、通報相談窓口は理事長に対しても、匿名を維持しなければなりません。これに反して氏名を漏洩した場合、通報相談窓口は、第11条の守秘義務違反となります。

○第2項について、通報相談窓口から事実調査の請求を受けた理事長は、相談窓口担当者（第8条第2項の有識者であることが望ましい。）の意見を聴いて、事実調査をするか否かを決定します。通報相談窓口の段階で、通報相談された事実が客観的な証拠と相反するなど明らかに違反行為がない、あるいは違反行為に該当しないような事案を、理事長が仕分けします。

事実調査をする必要があるものは、事実調査委員会に付します。

○第3項について、理事長が事実調査を要しないと決定した事案については、事実調査を請

求した窓口利用者に対して書面で理由を付して通知することになります。

違反行為については、特段時間的制限は設けていませんが、団体内で、特定の期間制限を設けることも可能です。

○第4項について、理事長は、事実調査請求のあった事案の概要とその処理の状況（事実調査に付したか、事実調査を要しないとしたか）を、理事会に報告することとしています。事実調査の要否が、理事長の独断に陥らないようダブルチェックにかける趣旨です。

○第5項について、理事長自身が審査対象者となる事案も想定されます。この場合、理事長自身が手続に関与することは妥当ではありません。予め理事会で理事長の職務代行者を選んでおきます。

Q 利用者が根拠を示さない場合や明らかに虚偽の申立である場合も、利用者が事実調査を請求すれば、窓口担当者は理事長に報告しなければならないのでしょうか。

A 理事長（代表理事）は、協会の最高職務執行責任者として通報相談のあった事案を把握しておく必要があります。

利用者が根拠を示さない申立で調査の糸口等を開示しないような事案や明らかに虚偽の事案については、窓口の有識者が意見をし、理事長の決定で事実調査をせずに終結することができます。

理事長の決裁事項が多くなる可能性もありますが、最高職務執行責任者の行うべき業務であると考えます。

Q 理事全員の違反行為が疑われる事案が生じた場合は、手続はどのように進むのでしょうか。

A 協会内で事実調査をし、処分を決定することではガバナンスは維持できない異常事態です。この場合は、外部有識者だけで構成する第三者委員会に事実調査から処分勧告までを依頼して対応することになるかと考えます。

(事実調査)

第19条 事実調査委員会は、事実調査請求のあった事案について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

- 2 事実調査委員会は、審査対象者又はその他当該事案に係る者・団体等に対して、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査をすることができる。
- 3 本協会の加盟員等は、前項の事実調査委員会の調査に協力しなければならない。
- 4 第3条に定める違反行為のうち、スポーツ指導における暴力行為等について、本協会は、理事会の決議をもって、独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置するスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会（以下「JSC 第三者相談・調査委員会」という。）に、当該違反行為の事実調査を依頼し、又は助言を求めることができる。この場合、事実調査委員会は、JSC 第三者相談・調査委員会の調査結果又は助言を尊重しなければならない。

【解説】

- 第1項は、事実調査の原則を定めたものです。
- 第2項について、事実調査の方法を例示したものです。
- 第3項について、本協会の加盟員等の協力義務を定めたものです。傘下団体及びその役職員の調査協力義務は、加盟団体（会員）規程で定めることとなります。調査協力義務を負わない者に対しては、調査協力を要請し、同意を得て調査をするほかありません。
- 第4項について、違反行為のうち日本スポーツ振興センターの第三者相談・調査委員会が扱うスポーツ指導における暴力行為等に関しては、事実調査委員の調査自体を日本スポーツ振興センターの第三者相談・調査委員会に委ねたり、助言を求めたりできる旨定めています。もちろん、これを実現するためには、各競技団体と日本スポーツ振興センターとの間で業務委託契約を締結し、各競技団体が一定の費用を支払うことが前提となります。なお、日本スポーツ振興センターに事実調査の依頼等できるスポーツ指導における暴力行為等は、次のとおりです。

次号に掲げる事項のいずれかに該当する行為であって、競技者（※）のスポーツ指導に関連して行われるものをいう。ただし、委員会に依頼した時点から、1年以内に行われた事案に限る。

一 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為

二 前号に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

三 前各号に掲げるもののほか、競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

※ オリンピック競技大会代表選手、パラリンピック代表選手、公益財団法人日本オリンピック委員会が認定するオリンピック強化指定選手、及びこれらのいずれかに該当した者で、JSC 第三者相談・調査委員会に相談を行った時点において、1年を経過しない者。

(事実調査から利害関係人の排除)

- 第20条 事実調査請求のあった事案に何らかの形で関与したことがある事実調査委員及び当該事案に利害関係を有する事実調査委員は、当該事案に関し事実調査に加わることができない。当該事案に関し事実調査に加わることができる事実調査委員の員数が2名に満たない場合には、理事長は、事実調査に加わることができる事実調査委員の員数が2名以上となるまで、特別調査委員（当該事案限りの事実調査委員のことをいう。）を選任する。
- 2 当該事案に何らかの形で関与したことがある場合又は当該事案に利害関係を有する場合、事実調査委員は理事長に対し、その旨を報告し、当該事案の事実調査に加わってはならない。

【解説】

- 第1項について、事実調査から偏見を排し、公平・公正に事実調査を行うため、事実調査の対象となる事案に関与したことがある委員や利害関係（審査対象者と親子の関係にあるなど）がある委員は、事実調査から外すこととなります。その代替として、当該事案限りの特別調査委員を、理事長が選任します。
- 第2項について、委員自身に利害関係があることを報告する義務を負わせるものです。

- Q 調査開始時には分らなかった利害関係が調査後判明した場合、その調査結果はどうなるのでしょうか。
- A 利害関係が判明した時点で当該委員を事実調査から外して特別調査委員を選任し、それまでの調査を再検討し、必要があれば再調査をすることになると考えます。このような事態にならないよう、2項を設けています。利害関係を隠していた委員は、本条2項違反で処分の対象となります。

(事実調査の報告)

第21条 事実調査委員会は、事実調査終了後速やかに、処分審査委員会に対して次に掲げる事項を含む書面をもって事実調査の結果を報告する。

- ① 審査対象者の表示
- ② 事実調査の対象として申し立てられた事実
- ③ 上記②の事実に関する調査結果
- ④ 証拠
- ⑤ 報告日

2 前項の報告は、窓口利用者から事実調査請求があった日から、3 か月以内に行わなければならない。ただし、処分対象たる事実について 3 か月以内に調査を完了することが困難な場合は、理事長にその旨を報告し、報告期限の延長を求めることができる。

【解説】

○第1項について、事実調査委員会は、理事長から付された事案について違反行為の事実の有無を調査し、裏付けとなる証拠を収集する役割としています。速やかに調査し、調査した事実及び証拠を、処分審査委員会に報告することとしています。

○第2項について、迅速な事実調査の観点から、事実調査委員会は、窓口利用者が事実調査請求をした日から 3 か月以内に処分審査委員会に報告を行うことが原則です、この期限が順守できない場合は、理事長が延長の可否を判断することになります。

第3章 処分審査

(処分審査の原則)

第22条 処分審査委員会は、事実調査委員会からの事実調査の報告を受けて、本協会及び事実調査委員会とは独立して、中立、公正かつ迅速に審査し、処分を決定する。

【解説】

○処分審査の原則を規定しています。

(処分審査から利害関係人の排除)

第23条 当該事案に何らかの形で関与したことがある処分審査委員及び当該事案に利害関係を有する処分審査委員は、当該事案に関して処分審査委員として処分審査に加わることができない。当該事案に関し処分審査に加わることができる処分審査委員の員数が3名に満たない場合には、理事長は、処分審査に加わることができる処分審査委員の員数が3名以上となるまで、特別審査委員（当該事案限りの処分審査委員のことをいう。）を選任しなければならない。

- 2 当該事案に何らかの形で関与したことがある場合又は当該事案に利害関係を有する場合、処分審査委員は理事長に対し、その旨を報告し、当該事案の処分審査に加わってはならない。

【解説】

○第1項について、処分審査から偏見を排し、公平・公正に処分審査を行うため、処分審査の対象となる事案に関与したことがある委員や利害関係（審査対象者と親子の関係にあるなど）がある委員は、処分審査から外すこととなります。その代替として、当該事案限りの特別審査委員を、理事長が選任します。

○第2項について、委員自身に利害関係があることを報告する義務を負わせるものです。

- Q 審査開始時には分らなかった利害関係が調査後判明した場合、その調査結果はどうなるのでしょうか。
- A 利害関係が判明した時点で当該委員を処分審査から外して特別調査委員を選任し、それまでの審理を再検討し、必要があれば再審理することになると考えます。このような事態にならないよう、第2項を設けています。利害関係を隠していた委員は、本条第2項違反で処分の対象となります。

(処分審査委員会の審理)

第24条 処分審査は、処分審査員委員の過半数の出席をもって開催し、その議決は、出席した処分審査委員の過半数をもって行う。

【解説】

○処分審査は、事実調査委員会の行った事実調査で判明した事実を証拠に照らして認定し、違反行為に該当するかを判断し、処分案を決定するなど意思決定が必要となります。この意思決定を行う場合の会議や議決の定足数を定めたものです。

(審査手続の開始)

第25条 処分審査委員会は、事実調査委員会から事実調査の報告があったときは、理事長及び審査対象者に対して、速やかに事実調査委員会から提出された報告書等一式の写しを送付し、審査手続を開始する。

【解説】

○処分審査は、事実調査委員会から報告を受けて開始します。この場合、理事長及び審査対象者に対して、事実調査委員会の報告書等一式の写しを交付します。

(審査対象者の弁明)

第26条 審査対象者は、前条の報告書等一式の写しが審査対象者に発信された日から 3 週間以内に、書面にて処分申請の理由に対する認否及び弁明を処分審査委員会に提出しなければならない。

【解説】

○処分審査委員会は、審査対象者（違反行為をしたと疑われている者）から、事実調査委員会の行った違反行為の事実を認めるか否か、弁明の提出を求めます。期限は 3 週間以内とされています。（日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」の答弁書提出期限参照）

(聴聞の機会)

第27条 処分審査委員会は、審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設ける。

- 2 聴聞場所は、原則として、本協会所在地とする。聴聞期日は、その都度、審査対象者その他当該事案に係る者・団体の意見を聴いて、処分審査委員会が定める。
- 3 審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、処分審査委員会は審査対象者を聴聞することを要しない。

【解説】

- 第1項について、処分審査委員会は、書面による弁明を求めるほか、審査対象者から直接話を聴く機会を設けます。
- 第2項について、聴聞を行う場所や日時を決めます。
- 第3項について、審査対象者が聴聞を不要としたり、指定した聴聞日に正当な理由なく欠席した場合は、聴聞をしないこととしました。聴聞の機会を与えたのに対し、自ら放棄したり、欠席したことになりますので、敢えて別の機会を与える必要はないからです。もっとも、処分審査委員会の判断で、別途聴聞の機会を付与することを制限する趣旨ではありません。

(適正な処分のための措置)

第28条 処分審査委員会は、必要に応じて適宜、本協会、事実調査委員会、審査対象者又はその他当該事案に関係する者・団体に対して、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

2 本協会の加盟員等は、前項の処分審査委員会の調査に協力しなければならない。

3 第3条に定める違反行為のうち、スポーツ指導における暴力行為等について、本協会は、理事会の決議をもって、当該違反行為の処分審査に関して、JSC 第三者相談・調査委員会に、処分審査について助言を求めることができる。この場合、処分審査委員会は、JSC 第三者相談・調査委員会の助言を尊重しなければならない。

【解説】

○第1項について、処分審査委員会は、原則として、事実調査委員会が調査した事実、収集した証拠を踏まえて事実を認定し、違反行為の有無を審査するものですが、補充的に証拠を収集したり、証人や関係者から直接話を聴いたりする必要があるために、かかる措置を講じることができるようにしています。

○第2項について、本協会の加盟員等の協力義務を定めたものです。傘下団体及びその役職員の調査協力義務は、加盟団体（会員）規程で定めることとなります。調査協力義務を負わない者に対しては、調査協力を要請し、同意を得て調査をするほかありません。

○第3項について、JSC 第三者相談・調査委員会が扱うスポーツ指導における暴力行為等に関しては、JSC 第三者相談・調査委員会に助言を求めることができる旨定めています。もちろん、これを実現するためには、各競技団体と日本スポーツ振興センターとの間で業務委託契約を締結し、各競技団体が一定の費用を支払うことが前提となります。

(処分審査の終結)

第29条 処分審査委員会は、当該事案の判断に熟すると認める場合、処分審査の終結を決定することができる。審査対象者が出席した聴聞期日外においてこの決定をするときは、適当な予告期間を置くものとする。

2 処分審査委員会は、前項の決定をした場合、理事長及び審査対象者にその旨を通知する。

【解説】

○第1項について、処分審査の終期を定めています。原則として、聴聞期日を定めて、その日までに弁明や証拠を提出させ、聴聞（必要があれば証人からの聴取）を行って審査終了というイメージです。

○第2項について、関係者へ審査終了を通知します。

(処分案の答申)

第30条 処分審査委員会は、審査終了後 2 週間以内に、理事長に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。

2 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。

- ① 審査対象者の表示
- ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の理由及び証拠
- ⑤ 処分の手続の経過

3 第 1 項の答申を受けた理事長は、速やかに、理事会に処分審査委員会の処分案を諮るものとする。

【解説】

○第 1 項について、処分審査委員会は、審査結果をまとめて、審査終了後 2 週間以内に理事長に答申することとなります。

○第 2 項では、理事長に答申する書面の必要記載事項を明記しています。

○第 3 項について、第 31 条第 1 項に定めるとおり、処分の最終決定は理事会の決議によります。処分審査委員会の答申を受けた理事長は、速やかに理事会に当該処分案を諮ることとしています。

具体的な期限を設けていない理由として、理事会は頻繁に開催されるものではなく、理事会の開催に多額の費用がかかることから、理事長が事案の軽重を勘案し、①臨時に理事会を招集すべきか、②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条に定める理事会決議の省略の方法で行うか、③直近に開催が予定される理事会で諮るべきかを判断することになります。

(処分の決定)

第31条 理事会は、処分審査委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、処分審査委員会の答申を尊重するものとする。

2 前項の理事会決定に基づき、理事長は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- ① 審査対象者
- ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由及び証拠の標目
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 審査対象者が登録者にあつては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分審査委員会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。

【解説】

○第1項について、処分審査委員会の答申を受けて、理事会で最終的な結論を下します。

○第2項について、理事会で下した処分を、書面で審査対象者に通知します。その書面に記載する事項も列挙しています。

○第3項について、処分の効力発生日を規定しています。処分通知が審査対象者に到達した時点としていますので、配達記録を付すなどして届いたことを証明できるような方法で通知することが必要になります。

Q 「処分審査委員会の答申を尊重する」とはどういうことですか。理事会は処分審査委員会とは異なる判断をしてもよいということですか。

A 理事会は、本規程に基づき、事実調査をする事実調査委員会と、その事実調査を踏まえて処分を審査する処分審査委員会に分けて、それぞれに権限を付与して、加盟員等の違反行為の処分を決定することとしています。

それゆえ、審査対象者に対する処分を行う最終的な権限は理事会にあるとはいえ、理事会は、本規程の手続を踏まえて策定された処分審査委員会の処分案を尊重しなければなりま

せん。

もつとも、処分の最終決定権者である理事会が、処分審査委員会と異なる判断をすることは可能です。ただし、処分審査委員会の判断は、本規程に定めているとおり、事実調査委員会の事実調査を踏まえ、第三者及び法律に精通した有識者が入って、公平な立場から行うものです。理事会で処分審査委員会の判断と異なる決定をするには、それ相応の合理的な理由が必要です。ここでいう合理的な理由とは、例えば、処分審査委員会の判断があった後の事情など、処分審査委員会が考慮に入れることができなかった新しい事情や証拠が判明した場合などに限られるでしょう。

Q 書面を作成するのは大きな負担となりますが、口頭の通知に代えることはできますか。

A 重要な通知になりますので、書面で行う必要があります。この点について、統一したフォーマットを作成する予定です。

第4章 不服申立

(処分決定に対する不服申立)

第32条 登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

- 2 本協会は、前項の申立をしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

【解説】

○日本スポーツ仲裁機構に対し、競技団体の役職員は、1回5万円の手数料でできるスポーツ仲裁を申立てることはできません。日本スポーツ仲裁機構による特定合意に基づくスポーツ仲裁を利用することは可能ですが、事案によっては1回あたり数十万円から数百万円を要します。この仲裁を競技団体には義務付けられないため、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申立てることのできる対象者から役職員を外しました。

役職員が不服を申し立てる場合、競技団体内で別途不服申立の制度を設けるか、そのような制度がなければ、通常裁判を利用することになります。

○第1項について、スポーツ仲裁を利用できる登録者が、日本スポーツ仲裁機構に対し、処分の内容について不服を申立てることができることとしました。この条項が、スポーツ仲裁の自動受諾条項となります。

○第2項について、競技者・指導者・審判員が理事会の処分に不服を申立てことで、競技団体は不利益取扱いをしてはならないことを明記しています。

Q なぜ、スポーツ仲裁の自動受諾条項を置かなければならないのですか。

A スポーツ基本法第5条第3項において、スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものと定められています。本規程は、この趣旨に則り、事実調査や処分審査の過程に第三者や法律に精通した有識者を入れて、公正な判断をできるようにしています。しかしながら、本規程は、スポーツ団体内部で行う手続であり、処分を最終決定するのは理事会です。このため、完全に第三者である日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁に理事会の最終判断に対する不服を可能にすることで、スポーツ基本法第5条第3項の趣旨が全うできるものと考えています。

第5章 本規程の改正手続

(本規程の改正手続)

第33条 本規程は、あらかじめ、委員会の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

【解説】

○本規程を変更する場合、事実調査委員会及び処分審査委員会の意見を聴いて、理事会の決議で行います。

附 則

(遡及適用)

第34条 本規程の施行以前の行為で、当該行為当時の本協会の規則等により違反行為とされる行為について、理事会が当該違反行為に対して処分を行っていない場合、本規程の第3編を適用する。

【解説】

- 本規程が適用されるのは、本規程が施行された日以降の行為となるのが原則です。本規程が施行される前に違反行為とされていなかった（明記されていなかった）行為について、本規程が施行された後に、本規程に基づき、当該行為を違反行為として処分することはできません。行為者は、当該行為時には違反行為ではないという前提で行為をしており、当該行為を事後的に違反行為に指定し、これを違反行為として処分することは、行為者が違反行為であると予測できず、罪刑法定主義に反するからです。
- 本条の規定は、上記の遡及適用を認めるものではありません。
- 本条の規定は、本規程が施行される以前の規則においても違反行為とされた行為について、本規程施行後に処分する場合、本規程の手続規定を適用することを定めています。本規程の手続規定は、公正な判断を行うために慎重な手続を定めており、違反行為者を、従前の規則よりも不利益に扱うことはないからです。

(施行日)

第35条 本規程は、平成●年●月●日より施行する。

【解説】

○理事会で本規程を決議した日にちを明記します。

以 上

3. 參考資料

スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する
実践調査研究協力者会議の設置について

平成 25 年 8 月 8 日
スポーツ・青少年局長決定

1. 趣旨

スポーツ基本法では、スポーツ団体は、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保、運営の透明性の確保、紛争の迅速かつ適正な解決に努めるよう求めている。

しかしながら、スポーツ指導において暴力を行使する事案が発覚し、依然として、基本法の理念に反する古い体質がスポーツ界に残っていることが明らかになった。

このため、各競技団体や統括団体において従来実施されてきた取組やスポーツ仲裁制度に加え、スポーツ指導における暴力行為等について、第三者による相談・調査を実施する新たな仕組みの整備を図るため、平成 25 年 5 月、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が改正された。

これを受け、選手一人一人が安心して競技に取り組むことができるよう、暴力行為等の根絶を目指すため、スポーツ・青少年局に、「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議」を設置する。

2. 調査研究事項

(1) スポーツを行う者を暴力から守る第三者相談・調査制度設計・構築のあり方

- ①制度の枠組
- ②制定すべき規程・手続、具体的な業務方法等
- ③対象範囲
- ④対応者・体制、研修等
- ⑤競技団体等の協力
- ⑥料金設定及び費用負担
- ⑦調査結果の示し方、勧告等のあり方
- ⑧競技団体、スポーツ仲裁機構等関係機関との連携

(2) その他

3. 実施方法

(1) 本調査研究協力者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

(2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

(3) 団体から推薦を受けた委員は、やむを得ない事由がある場合は、その団体の者を、代理として出席させることができる。

4. 実施期間及び庶務

(実施期間) 平成 25 年 8 月 8 日～平成 26 年 3 月 31 日

(庶務) 本件に関する庶務は、スポーツ・青少年局競技スポーツ課において行う。

スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する
実践調査研究協力者会議委員

あおき つよし 青木 剛	公益財団法人日本オリンピック委員会専務理事 ※
おかざき じょいち 岡崎 助一	公益財団法人日本体育協会専務理事 ※
おびなた くにこ 大日方 邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長 ※
こうの いちろう 河野 一郎	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 ※
さかいだ まさき 境田 正樹	弁護士
ためすえ だい 為末 大	一般社団法人アスリートソサエティ代表理事 ※
どうがうち まさと 道垣内 正人	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事 ※
ともぞえ ひでのり 友添 秀則	早稲田大学スポーツ科学学術院長・教授
なかごみ しろう 中込 四郎	日本スポーツ心理学会理事長 ※
なかむら れいこ 中村 礼子	アテネ・北京オリンピック銅メダリスト
ふじわら ようすけ 藤原 庸介	公益財団法人日本オリンピック委員会理事
やまぐち かおり 山口 香	筑波大学体育系准教授
よしだ ひでひろ 吉田 秀博	公益財団法人日本障害者スポーツ協会常務理事 ※

ヨーコ・ゼッターランド 嘉悦大学准教授・バレーボール部監督

(五十音順、敬称略)

スポーツ・青少年局長が必要と認めるときは、上記の委員に加えて、他の有識者等の参画を求めることができる。また、団体から推薦を受けた委員（上記※の委員をいう。）は、やむを得ない事由がある場合は、その団体の者を、代理として出席させることができる。

スポーツを行う者を暴力等から守るための
第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議
(会議の経過)

○第1回

日時：平成25年9月2日（月）10：00～12：00

場所：文部科学省東館13階 13F 2会議室

議題：

- (1) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議運営規則（案）について
- (2) 座長の選任等について
- (3) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の枠組みについて（案）
- (4) その他

○第2回

日時：平成25年9月30日（月）16：00～18：00

場所：文部科学省東館3階3F 2特別会議室

議題：

- (1) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議（第1回）議事要旨（案）について
- (2) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規則（案）について
- (3) その他

○第3回

日時：平成25年10月21日（月）13：00～15：00

場所：文部科学省東館15階15F 特別会議室

議題：

- (1) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議（第2回）議事要旨（案）について
- (2) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規則（案）について
- (3) その他

○第4回

日時：平成25年12月2日（月）10：00～12：00

場所：文部科学省東館15階15F 特別会議室

議題：

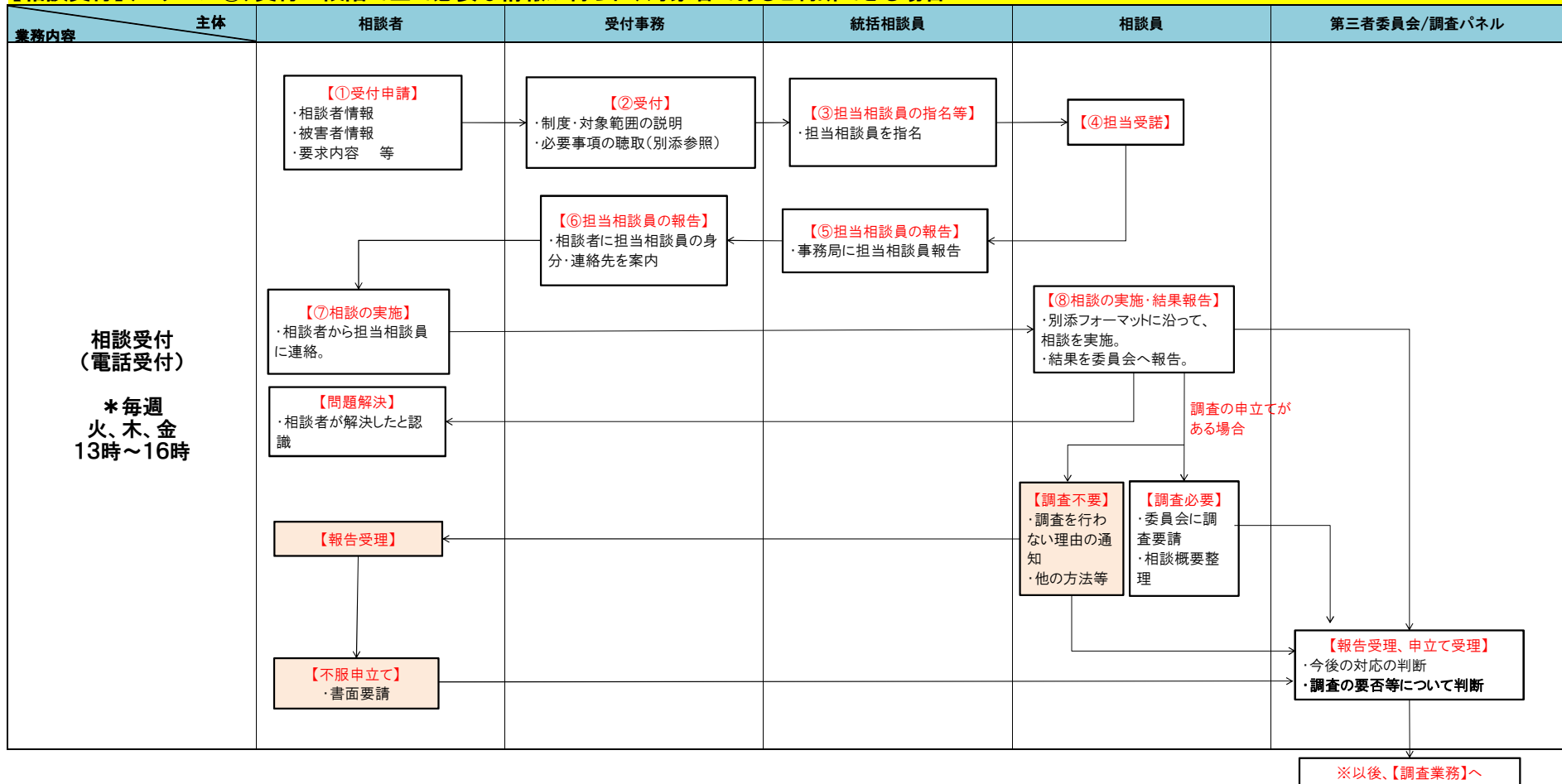
- (1) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議（第3回）議事要旨について（案）
- (2) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査業務に関する規則について（案）
- (3) 第三者相談・調査委員会における相談・調査事務手続き等について（案）
- (4) スポーツ指導における暴力行為等に関する処分基準ガイドラインについて（案）
- (5) スポーツ団体における処分手続モデル規程について（案）
- (6) その他

第三者相談・調査制度の業務フローチャート

【手続きの基本指針】

- ① 制度利用対象か否かを判断するのに必要な情報(以下「対象者情報」という。)が得られ、対象外であると判断できる場合には、その段階で制度利用対象外として扱う(事務受付段階を含む。)
- ② 相談者が、事務受付に対しては対象者情報等(被害者の名前・身分、自身の連絡先、被害者との関係性)の非開示を希望する場合には、統括相談員又は相談員に回付する。
相談者が、統括相談員又は相談員に対しても必要な情報を伝えない場合には、制度利用対象外として扱う。
- ③ 利用対象外となった案件についても必ず委員会に報告するものとし、委員会は、必要に応じて、再対応の指示等を行うものとする。

【相談受付】(パターン①)受付の段階で全て必要な情報が得られ、対象者であると判断できる場合

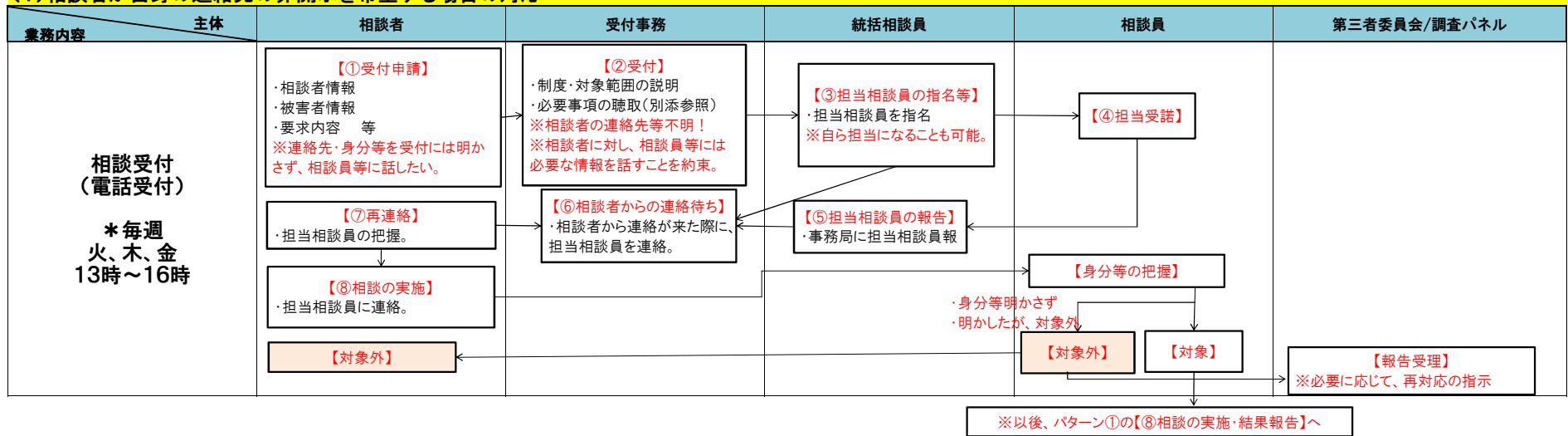


【相談受付】(パターン②)受付の段階で全て必要な情報得られ、対象外であると判断できる場合

業務内容	主体	相談者	受付事務	統括相談員	相談員	第三者委員会/調査パネル
<p>相談受付 (電話受付)</p> <p>*毎週 火、木、金 13時~16時</p>		<p>【①受付申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談者情報 被害者情報 	<p>【②受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度・対象範囲の説明 必要事項の聴取(別添参照) 			
		<p>【対象外】</p>	<p>【③対象外の説明等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外である旨説明する。 また、HPに他の相談機関をまとめておき、そちらのHPを案内する。 			<p>【報告受理】</p> <p>※必要に応じて、再対応の指示</p>

【相談受付】(パターン③)事務局に対しては、連絡先又は制度利用対象かどうかの判断に必要な情報の一部又は全部について非開示を希望する場合。

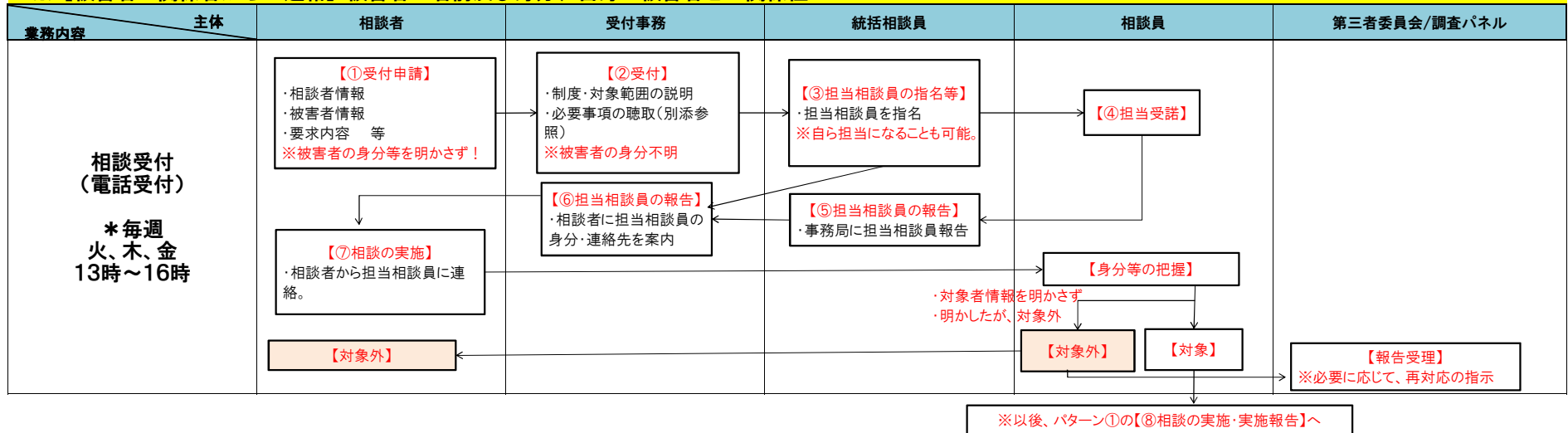
(1)相談者が自身の連絡先の非開示を希望する場合の対応



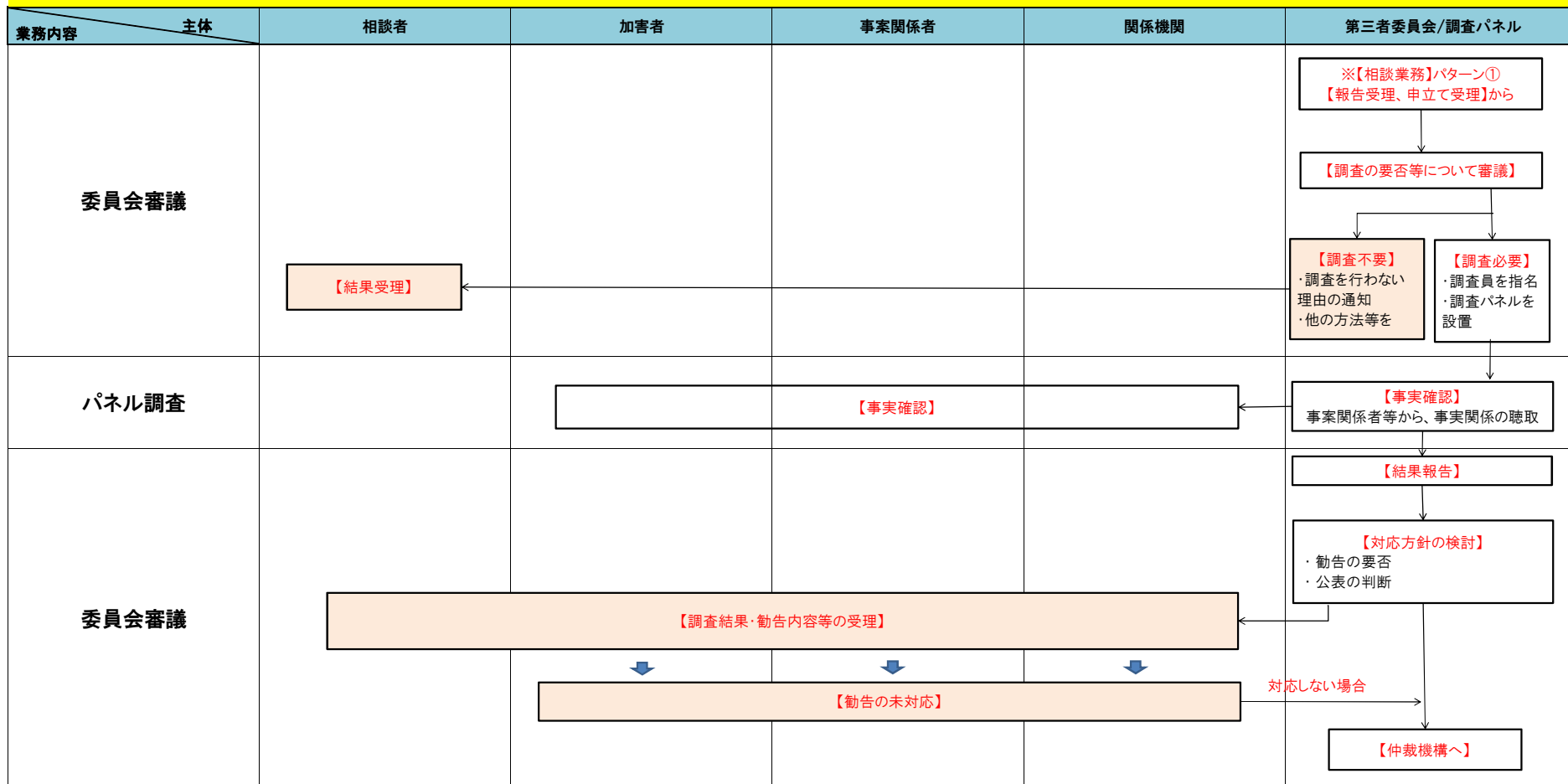
(2)相談者が、事務局に対しては制度利用対象か否かの判断に必要な情報の一部又は全部(※)を開示しない場合(連絡先を教えない場合の対応は(1))

※【被害者本人からの連絡】自身の名前及び身分

※【被害者の関係者からの連絡】被害者の名前及び身分、自身の被害者との関係性



【調査業務】委員会審議・調査パネル・委員会裁定等



第三者相談・調査制度受付記録票

		整理番号	
【受付基礎データ】		* 受付者：	
1. 受付日時	2. 受付方法 ・ 電話 ・ メール		
3. 相談者の氏名 男・女	4. 被害者との関係性		
5. 相談者の連絡先（電話番号）	6. 相談者の連絡先（メールアドレス）		
7. 被害を受けた者の氏名（所属等） 男・女 年齢	8. 競技種目		
	9. 対象者（1年を経過しない者） ①JOC オリンピック強化指定選手 ②オリンピック競技大会代表選手 ③パラリンピック競技大会代表選手 ④対象外（ ）		
10. 被害概要			
11. 相談者の要求内容			
12. 対応 ①統括相談員へ回付 ②利用対象外（理由： ） ③その他（ ）			
13. 個人情報の取扱いに関する被害者の同意について ※団体や加害者、関係者等に対する開示の可否又は開示可能部分等の範囲。			
14. 備考			

※ 黄色マーカー部分は、制度利用にあたり、必ず聴取しなくてはならない事項。

第三者相談・調査制度相談記録票

		整理番号	
【相談詳細内容】		* 担当相談員	
1. 相談日時		2. 相談方法（相談場所）	
3. 加害者とされる者の氏名（所属：職名等） <div style="text-align: right;">男・女</div>		4. 当事者（被害を受けた者と加害者とされる者）の関係	
5. 問題とされる言動（行為）等			
① 言動（行為）の内容はどのようなものだったか。		② いつ（曜日）あるいはいつ頃から行われたか。	
③ どこで行われたか（場所）	④ どのような状況で行われたか。	⑤ 言動の目撃者はいるか。	
7. 相談者の要求内容			
8. 助言内容			
9. 相談員の所見（被害を受けた者の現在の状況（心理状況含む）、相談内容についての事実関係調査の必要性、今後の対応等について）			
10. 調査の要否 要・否 （理由）			
11. 第三者相談・調査委員会への報告日		平成 年 月 日 （ ）	

相談メモ

- (注) 1. この相談記録票の作成にあたっては、相談者からの相談内容を具体的かつ正確に記入してください。
2. 相談者が被害者の関係者の場合であって、匿名を希望する場合には氏名は不要としますが、連絡先(電話番号)は必要となります。